

# 矢掛町こども計画 素案

令和6年12月  
岡山県矢掛町



# ～ 目 次 ～

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格・位置づけ	2
3 こども計画を構成する諸計画	3
4 計画の主な対象と取組	4
5 計画策定の法的根拠と定めるべき事項	5
6 計画の期間	8
7 策定の方法	9
第2章 こども・子育てを取り巻く状況	11
1 こども・子育ての現状	11
2 こどもをめぐるサービスの現状	18
3 アンケート調査等から見る町の状況	23
（1）子ども・子育てニーズ調査	23
（2）子ども・若者調査	29
4 アンケート調査から見る課題	35
5 前期計画の問題点・課題	37
第3章 こども施策の推進に関する基本的な方針	43
1 基本理念	43
2 基本的な視点	44
3 施策体系	45
第4章 こども施策の展開	47
計画の柱1 ライフステージを通じた支援	47
（1）こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	47
（2）多様な遊びや体験，活躍できる機会づくり	47
（3）こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	49
（4）こどもの貧困対策	50
（5）障害児・医療的ケア児等への支援	51
（6）児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	52
（7）こども・若者の自殺対策，犯罪などからこども・若者を守る取組	54
計画の柱2 ライフステージ別の施策	56
（1）こどもの誕生前から幼児期まで	56
（2）学童期・思春期	58
（3）青年期	62

計画の柱3 子育て当事者への支援に関する施策 -----	63
（1）子育てや教育に関する経済的負担の軽減 -----	63
（2）地域子育て支援，家庭教育支援 -----	63
（3）子育てと仕事の両立支援 -----	65
（4）ひとり親家庭への支援 -----	66
第5章 施策の指標一覧 -----	67
第6章 量の見込みと確保方策 -----	68
1 教育・保育の提供区域の設定 -----	68
2 定期的な教育・保育事業の量の見込みと確保方策 -----	68
3 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 -----	70
第7章 計画の推進体制 -----	80
1 計画推進のための各主体の役割 -----	80
（1）家庭の役割 -----	80
（2）学校等の役割 -----	80
（3）地域の役割 -----	80
（4）企業等の役割 -----	81
（5）行政の役割 -----	81
2 地域と協働体制の構築 -----	81
3 計画の内容と実施状況の公表 -----	81
4 進行管理 -----	81



# 第1章 計画策定の概要

## 1 計画策定の趣旨

近年、我が国では、少子化や核家族化が進行しており、地域のつながりの希薄化も進んでいます。また、共働き家庭の増加や児童虐待の深刻化等、子育ての負担感や不安、孤立感が高まるとともに、日々の子育てに対する支援や協力を得ることが困難な状況となる等、子育て家庭を取り巻く環境は変化しています。

国は、平成24(2012)年8月に子ども・子育て関連の3法を制定し、平成27(2015)年4月から「子ども・子育て支援新制度」を実施し、幼児教育・保育の質・量の充実のほか、保護者の働き方や地域ニーズに応じた保育の提供等を進めています。この法に基づき、本町においても地域における家庭やこどもの状況に応じた、一人ひとりのこどもの健やかな育ちを保証することを目指した「矢掛町子ども・子育て支援事業計画〔平成27(2015)～令和元(2019)年度の5年間計画〕」を策定しました。

その後、国は平成29(2017)年6月に「子育て安心プラン」で、待機児童の解消と女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備等を進め、令和元(2019)年10月からは3歳児以上の幼児教育・保育無償化を実施しています。また、令和5(2023)年4月に、こども基本法が施行され、日本で初めて「こどもの権利」について明記された「こどもの最善の利益を守るための法律」が制定されました。令和5(2023)年12月に策定された「こども未来戦略」の「加速化プラン〔令和6(2024)年度から令和8(2026)年度の3年間〕」では、こども誰でも通園制度、保育士配置基準の見直し、育児休業の取得促進を進めていきます。

矢掛町では、国全体の少子化をいち早く見据え、政策的に子育て支援や移住定住施策を進めてきました。そのため、本町における子育て環境はここ数年で変わっています。その変化を把握するとともに、これまでの取組の成果や課題の分析を行った上で、「第3期矢掛町子ども・子育て支援事業計画」を含めた「矢掛町こども計画〔令和7(2025)～令和11(2029)年度の5年間計画〕」を策定し、総合的・計画的に子育て支援を推進し、未来を担うこども達の健やかな成長、子育て世帯の人口増及び矢掛町を自慢できるこどもを育てていくことを目指して取り組んでいきます。

## 2 計画の性格・位置づけ

子ども達に関わる社会問題は多岐に渡り、それを解決しようという施策も様々な分野で実行されています。社会全体でそれらをより推進していくために「子ども施策」全体の共通の考え方となる基本方針を改めて制定した法律が、子ども基本法です。

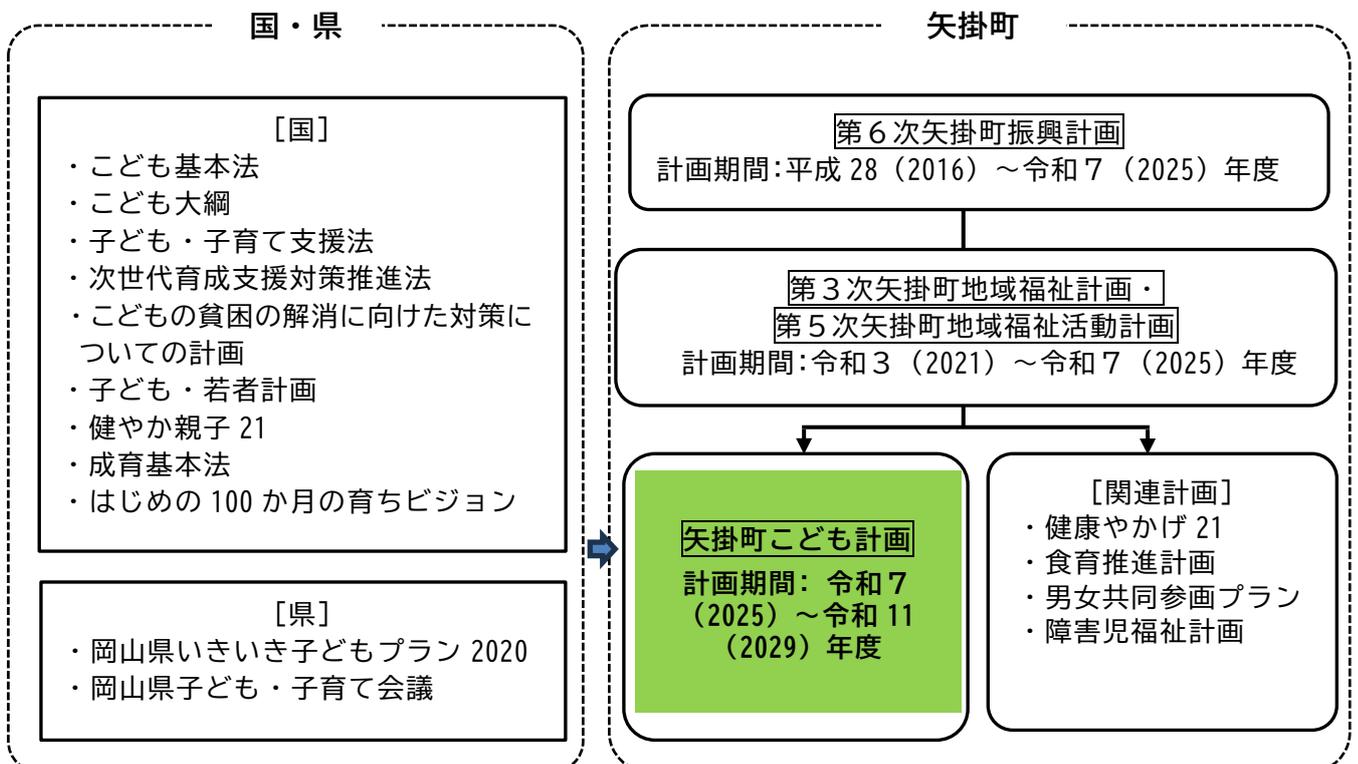
子ども基本法第9条では、国は、子ども施策を総合的に推進するため、「子ども施策に関する大綱」（以下、「子ども大綱」）を定め、次に掲げる事項を含むものでなければなりませんとしています。

- 1 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 2 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- 3 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条第2項各号に掲げる事項

また、子ども基本法第10条第2項では、市町村は、「子ども大綱」を勘案して、「市町村子ども計画」を定めるよう努めるものとなっています。また、「市町村子ども計画」は、子ども・若者育成支援推進法に規定する「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に規定する「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、その他法令で定める子ども施策に関する計画と一体のものとして作成することができます。

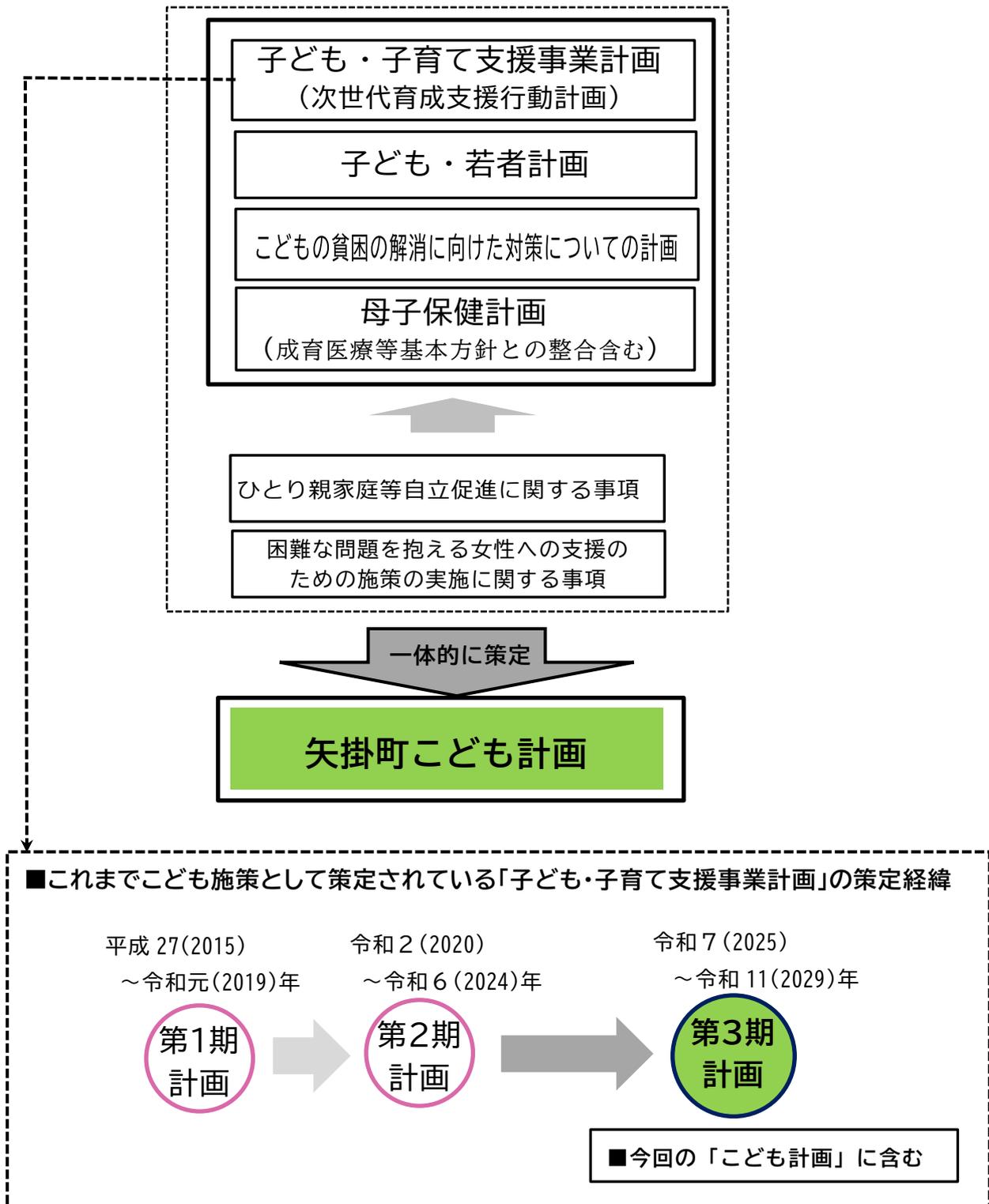
本町の子ども計画は、子ども基本法第10条に基づく市町村子ども計画として、次のような形で策定します。

### ■ 「子ども計画」の位置づけ ■

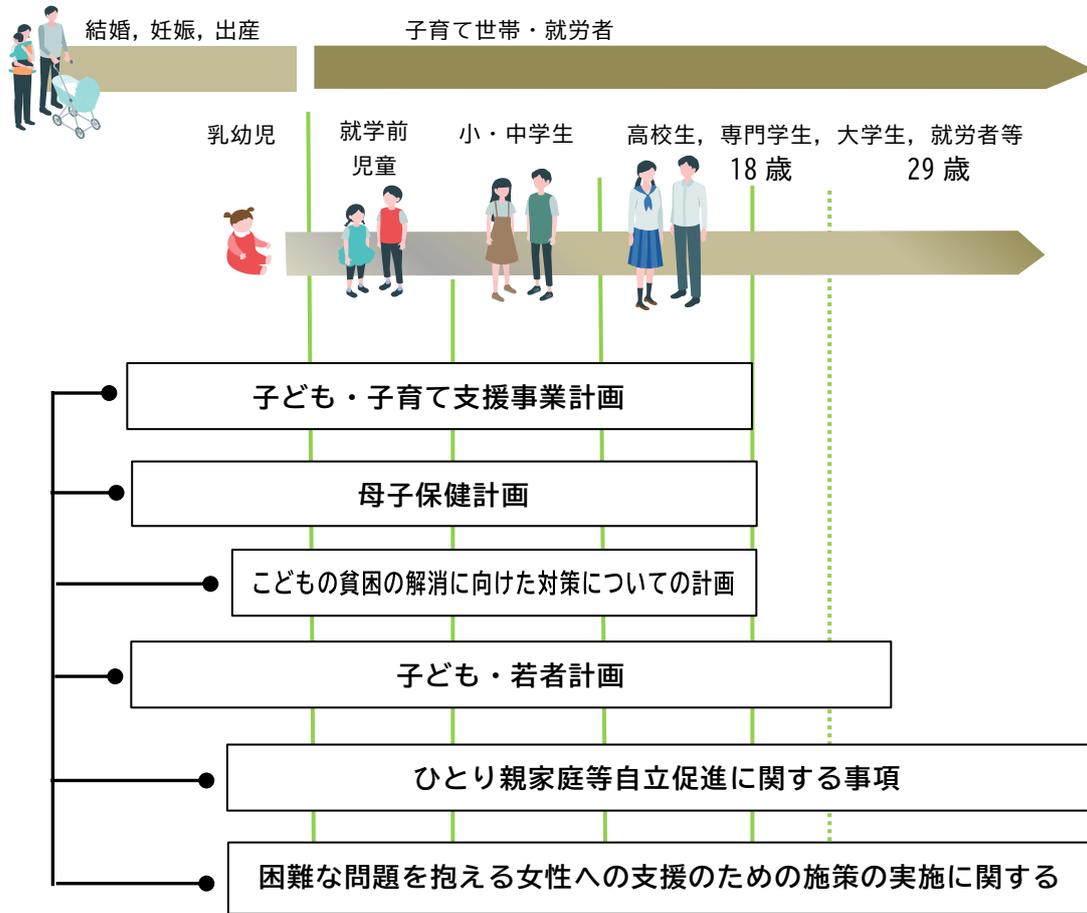


### 3 こども計画を構成する諸計画

本町の「こども計画」に含む必要がある諸計画は「子ども・子育て支援事業計画」、  
「子ども・若者計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」及び「母子  
保健計画（成育医療等基本方針との整合含む）」であり、その他に「ひとり親家庭等自  
立促進に関する事項」、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関す  
る事項」に該当する既存事業の洗い出しや新規事業の提案・調整についても同時に実  
施します。



## 4 計画の主な対象と取組



### 計画で主に取り組むべき事項

- 子ども・子育て**
  - ・保育・教育の環境づくり
  - ・仕事と子育てが両立できる環境の整備
  - ・こどもの居場所づくり（教育との連携強化）
  - ・子どもと子育てを支える環境づくり 等
- こどもの貧困**
  - ・こどものライフステージに応じて早期の課題把握
  - ・声を上げられない子どもや家庭の早期発見と支援の多様化（生活困窮家庭への支援，ヤングケアラーやダブルケア等への福祉施策の検討） 等
- 子ども・若者**
  - ・これまでウェートの高かった「結婚・妊娠・出産，乳幼児～未就学児への支援」から「小・中学生～若者問題への支援」にも焦点を当てた施策の検討
  - ・ヤングケアラーやダブルケア等への福祉施策の検討（再掲） 等

【全ての計画共通】 ・ 「地域共生社会の実現」に向けた取組強化  
（重層的支援体制整備事業との整合等）

## 5 計画策定の法的根拠と定めるべき事項

以下に、「こども計画」に関連する諸計画の法的根拠と計画に定めるべき事項について整理しました。

### (1) 法的根拠

#### こども計画

こども基本法に基づく国が定めた基本方針（こども大綱）及び都道府県こども計画を勘案し策定する市町村こども計画（努力義務）

こども基本法(抜粋)

(都道府県こども計画等)

第10条 略

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3～4 略

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

#### 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画（策定義務）

子ども・子育て支援法(抜粋)

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 略

#### 次世代育成支援行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき策定する市町村行動計画（努力義務）

次世代育成支援対策推進法(抜粋)

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

2 略

## 子ども・若者計画

子ども・若者育成支援推進法において定められた子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画を勘案し策定する市町村子ども・若者計画（努力義務）

子ども・若者育成支援推進法(抜粋)

(都道府県子ども・若者計画等)

第9条 略

- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を定めるよう努めるものとする。

## こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律において定められたこどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱及び都道府県こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画を勘案し策定する市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（努力義務）

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(抜粋)

(都道府県計画等)

第10条 略

- 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 略

## 少子化社会対策大綱

少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針

少子化社会対策基本法(抜粋)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、少子化に対処するための施策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (2) 本計画において定めるべき事項・取り組むべき事項等

### こども計画

【こども大綱に示された基本的な方針】

- ◆子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- ◆子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- ◆子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- ◆良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。

- ◆若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚，子育てに関する希望の形成と実現阻害要因の除去に取り組む。
- ◆施策の総合性を確保するとともに，関係省庁，地方公共団体，民間団体等との連携を重視する。

### 子ども・子育て支援事業計画

#### 【必須記載事項】

- ◆圏域の設定
- ◆事業の需要量の見込みに関する事
- ◆事業の提供体制の確保，内容及びその実施時期に関する事
- ◆子ども・子育て支援の推進方策に関する事

#### 【任意記載事項】

- ◆産後の休業・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策に関する事
- ◆県が行う事業との連携方策に関する事
- ◆職業生活と家庭生活との両立に関する事

※令和4（2022）年4月追加

- ◆地域子ども・子育て支援事業を行う市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

### 次世代育成支援行動計画

#### 【必須記載事項】

- ◆事業実施により達成しようとする目標に関する事
  - ◆事業の内容及びその実施時期に関する事
- ※令和6（2024）年5月改正
- ◆令和17（2035）年3月31日まで，10年間延長する。
  - ◆子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充
  - ◆育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化
  - ◆介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

### 子ども・若者計画

- ◆教育，福祉，保健，医療，矯正，更生保護，雇用その他の各関連分野における施策に関する事項
- ◆子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項
- ◆子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関，地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- ◆子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項
- ◆子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項
- ◆子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項
- ◆子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項 等

## こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画

- ◆こどもの貧困率，一人親世帯の貧困率，生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率，生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率等こどもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- ◆教育の支援，生活の安定に資するための支援，保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援，経済的支援その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する事項
- ◆こどもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
- ◆こどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他のこどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策の推進体制に関する事項

## 少子化社会対策大綱

### 【少子化対策における基本的目標】

一人でも多くの若い世代の結婚や出産の希望をかなえる「希望出生率 1.8」の実現に向け，令和の時代にふさわしい環境を整備し，国民が結婚，妊娠・出産，子育てに希望を見出せるとともに，男女が互いの生き方を尊重しつつ，主体的な選択により，希望する時期に結婚でき，かつ，希望するタイミングで希望する数のこどもを持てる社会をつくることを，少子化対策における基本的な目標とする。

## 6 計画の期間

### ■各計画の計画期間■

令和年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
(国) こども大綱	大綱策定				大綱見直し			
		こども大綱					次期 こども大綱	
矢掛町 こども計画	こども計画調査・策定					次期計画調査・策定		
			こども計画				次期 こども計画	

## 7 策定の方法

本計画は、以下の調査結果等も踏まえ、以下の策定体制のもとで、策定しました。

### (1) 調査の実施

#### 1 子ども・子育てに関するニーズ調査の実施

調査は、以下の方法により実施しました。

調査対象者	就学前児童／町内に居住する0歳から小学校入学前までのこどもが いる家庭の保護者 小学生／町内に居住する小学生のこどもが いる家庭の保護者
調査方法	郵送配布・郵送回収，インターネットによる回答
調査期間	令和6年1月

#### 2 子ども・若者調査の実施

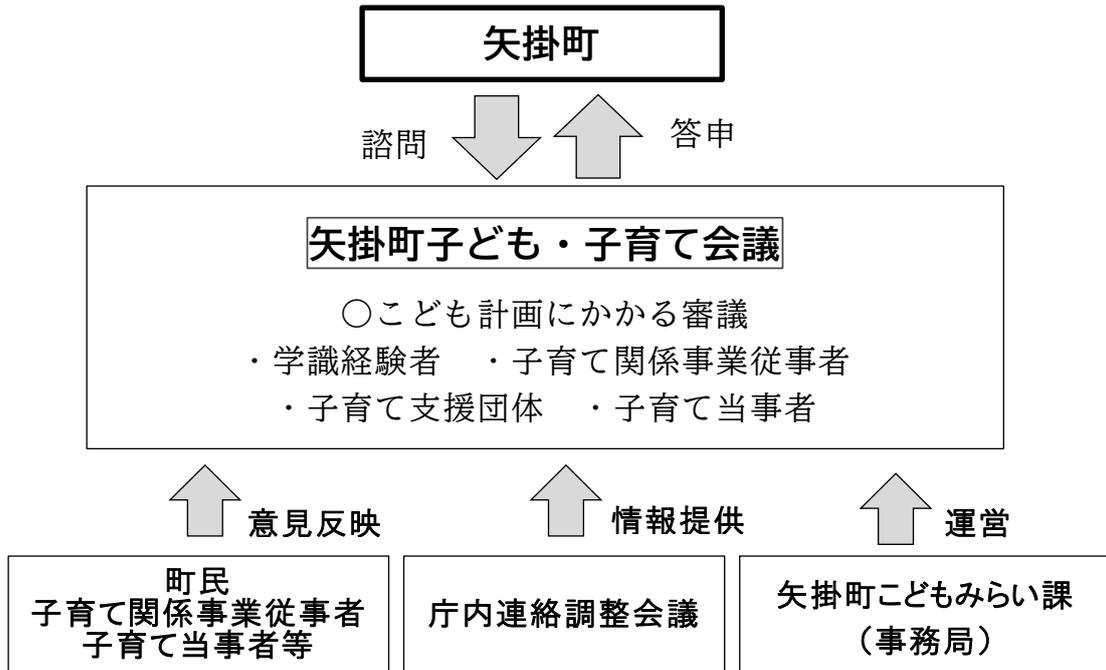
調査は、以下の方法により実施しました。

調査対象者	町内在住の12歳～29歳までの町民
調査方法	郵送配布・インターネットによる回答
調査期間	令和6年5月27日～6月18日

## (2) 策定体制

本計画の検討にあたり、ニーズ調査での意見、提言をとらえ、庁内関係部署で組織する「庁内連絡調整会議」や、矢掛町子ども・子育て会議条例の規定に基づき「矢掛町子ども・子育て会議」を設置し、こども計画に関する施策や、地域の子育て支援のあり方について検討し、本計画を作成しました。

### ■ 策定体制 ■



## 第2章 こども・子育てを取り巻く状況

### 1 こども・子育ての現状

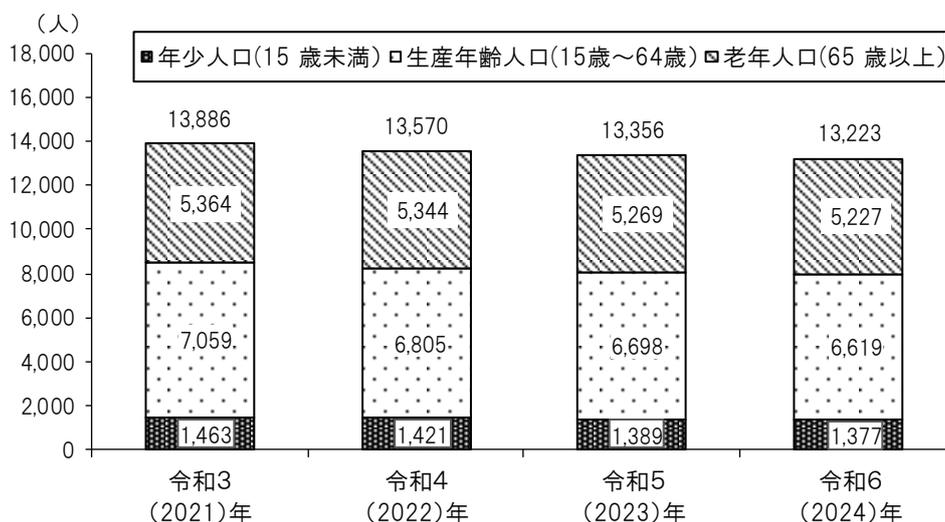
#### (1) 人口の推移

##### 1 総人口と年齢3区分人口の推移

令和3（2021）年から令和6（2024）年までの本町の総人口を見ると、減少傾向にあります。

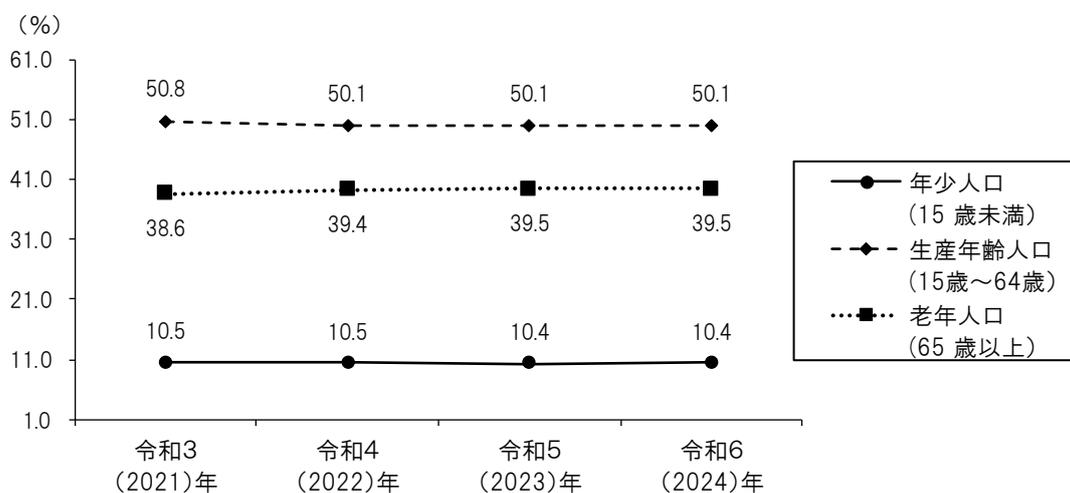
令和3（2021）年から令和6（2024）年までの年齢3区分別人口を見ると、すべての区分で減少傾向にあります。年齢3区分別人口の割合を見ると、令和4（2022）年度は増加傾向にあり、少子高齢化が特徴です。

■総人口と年齢3区分人口の推移■



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢3区分人口の割合の推移■

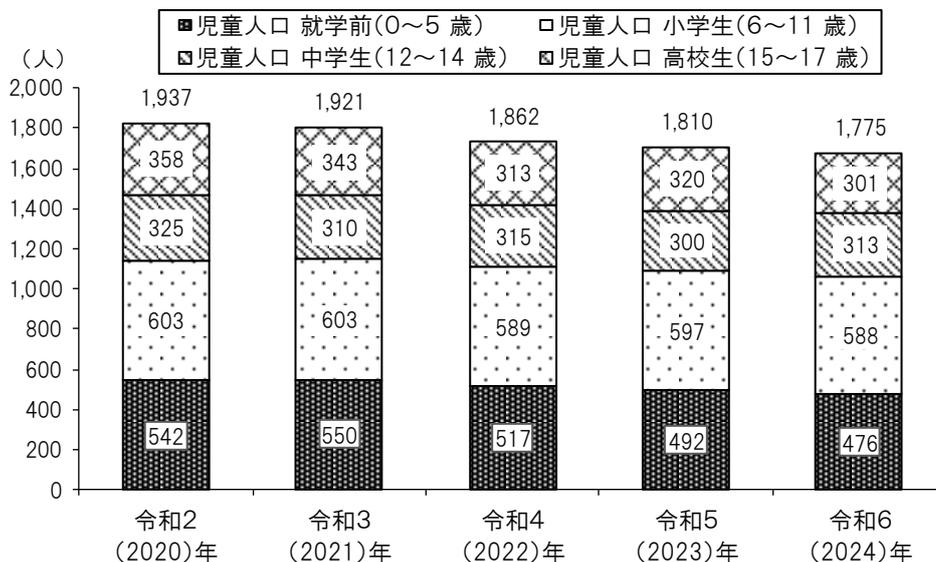


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## 2 児童人口の推移

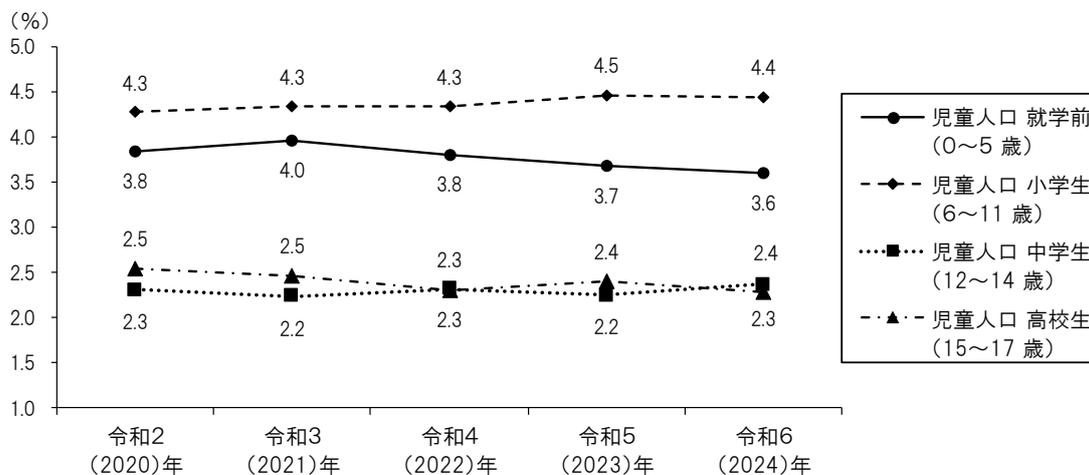
令和2（2020）年から令和6（2024）年までの18歳未満児童人口は、年々減少傾向で推移しています。

■ 児童人口の推移 ■



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

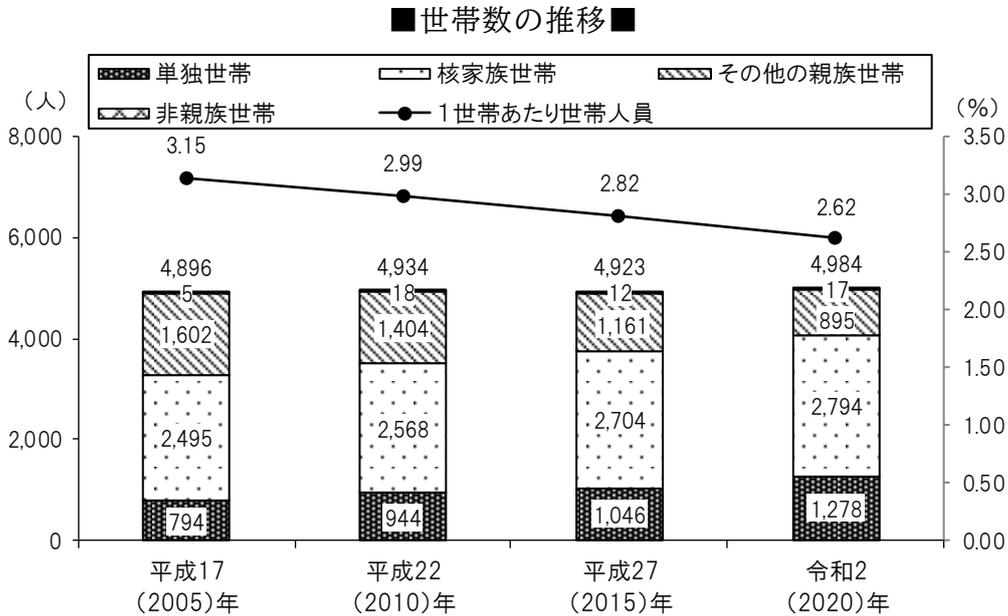
■ 総人口における児童人口年齢4区分の割合の推移 ■



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## (2) 世帯数の推移

平成17(2005)年から令和2(2020)年までの世帯数を見ると、増加傾向にあります。1世帯あたりの人員は減少傾向にあります。

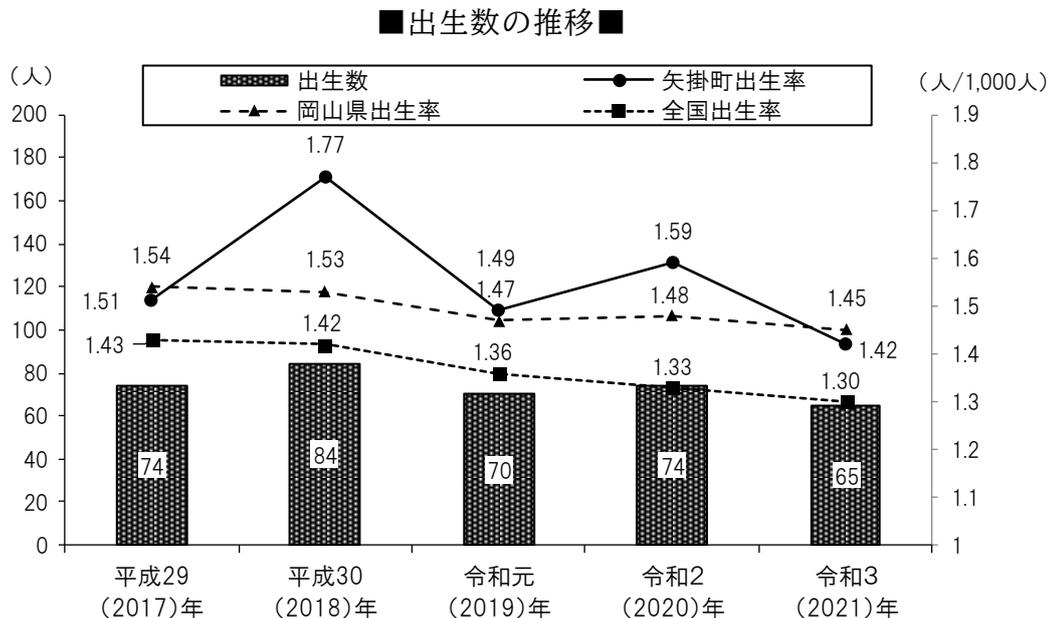


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

## (3) 出生の動向

平成29(2017)年から令和3(2021)年までの本町の出生数は、増減を繰り返しながら減少傾向にあります。

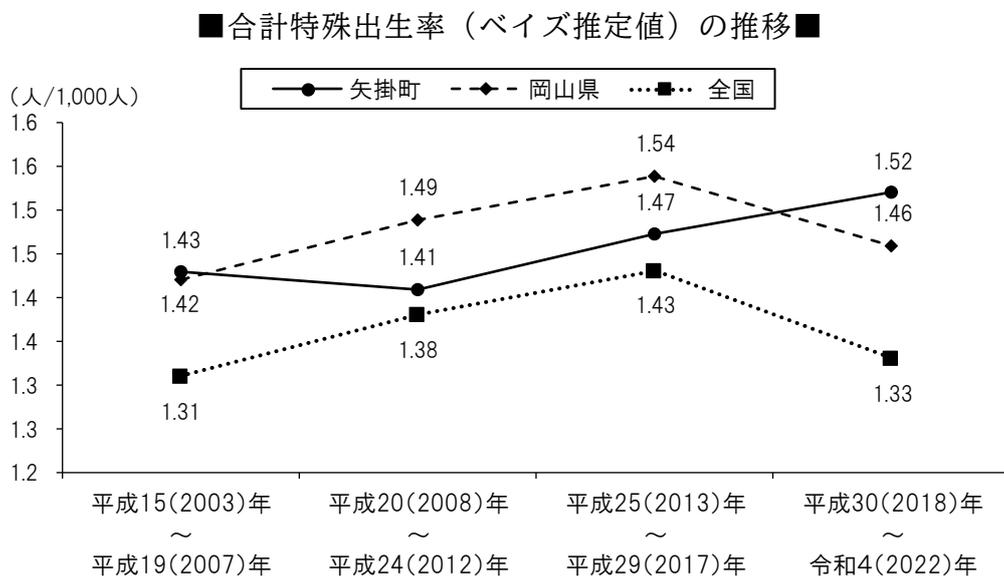
矢掛町の出生率は、平成30(2018)年と令和2(2020)年に大きく上昇しています。



資料：衛生統計年報（岡山県）

本町の合計特殊出生率(ベイズ推定値※)を見ると平成20(2008)年～平成24(2012)年から上昇傾向にあり、平成30(2018)年～令和4(2022)年には全国と岡山県を上回っています。

※ベイズ推定値：女性人口や出生数が少ない自治体の出生率には年度によって格差がでることから、周辺自治体のデータ等を踏まえて平準化する推計手法の一つ。



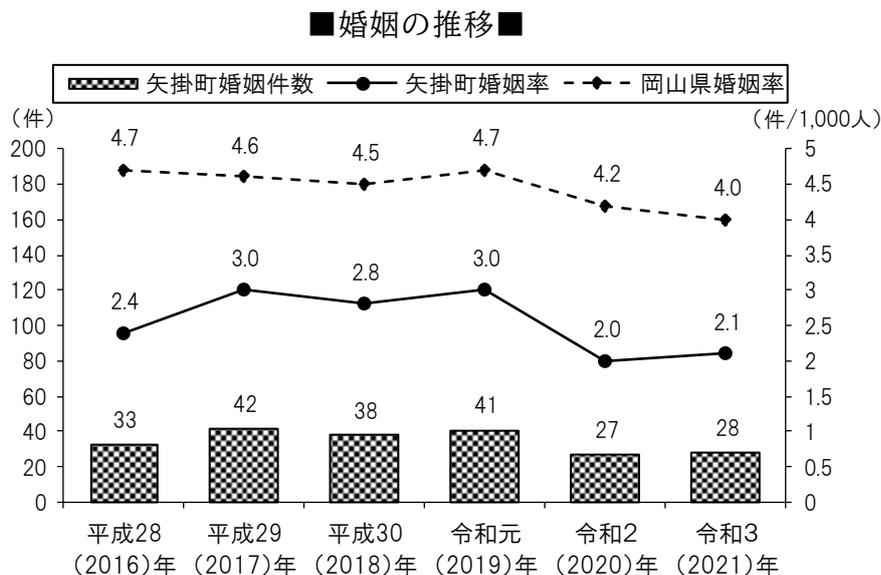
資料：人口動態統計特殊報告

## (4) 婚姻などの状況

### 1 婚姻，離婚

本町の婚姻件数は平成28(2016)年の33件から、増減を繰り返しながら推移しています。

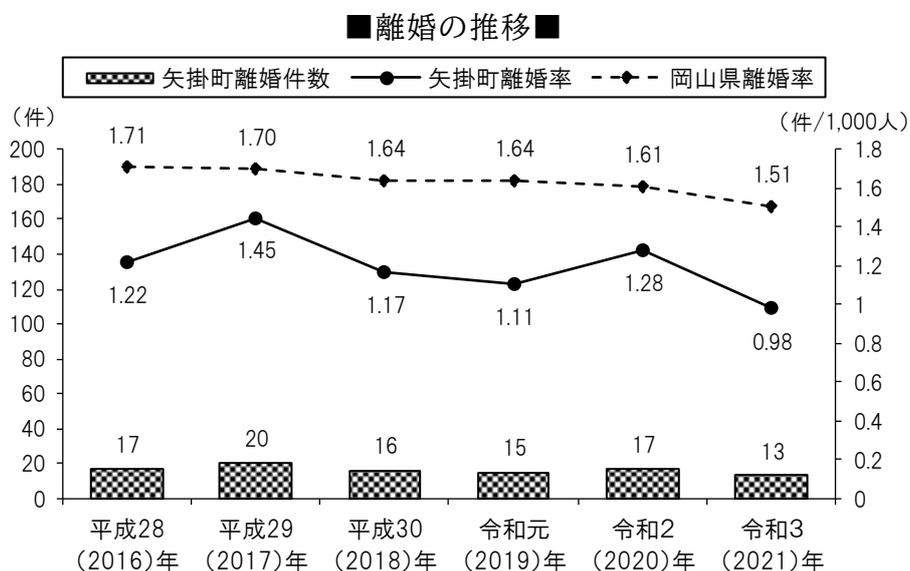
人口千人あたり婚姻率は、おおむね4.5件前後で推移し、各年ともに岡山県に比べると低くなっています



資料：衛生統計年報（岡山県）

本町の離婚件数は、平成 28（2016）年の 17 件から増減を繰り返しながら推移しています。

人口千人あたり離婚率は、平成 28（2016）年の 1.22 件から増減を繰り返しながら推移し、岡山県と比べて下回っています。

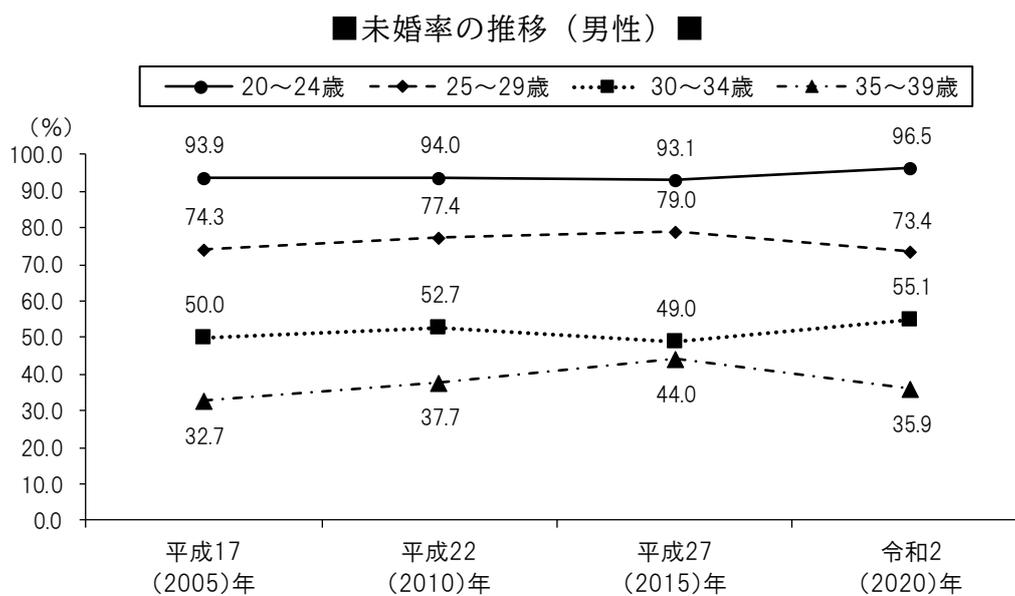


資料：衛生統計年報（岡山県）

## 2 未婚率の推移

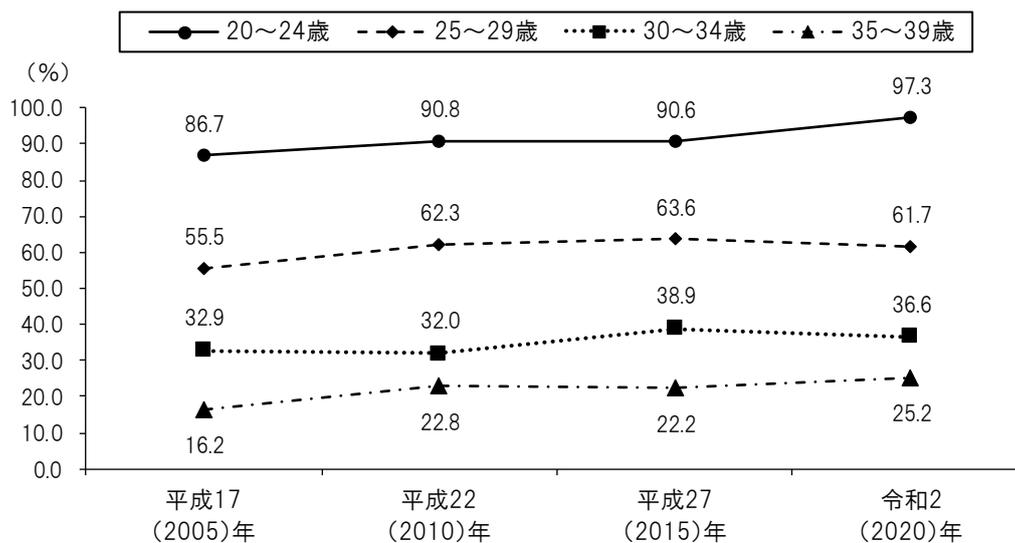
平成 17（2005）年から令和 2（2020）年までの本町における男性の未婚率を見ると、各年齢層において上昇傾向でしたが、令和 2（2020）年には 25～29 歳，35 歳～39 歳で減少し，20～24 歳，30～34 歳で増加しています。

女性の未婚率は、おおむね増加傾向にあり晩婚化が進行しています。



資料：国勢調査

### ■ 未婚率の推移（女性） ■



資料：国勢調査

## (5) 就労状況

### 1 就業者の推移

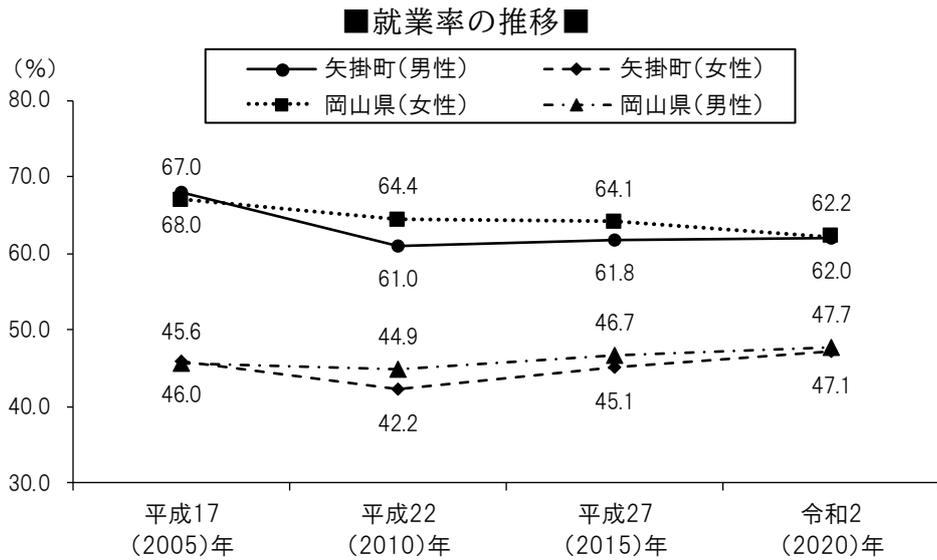
平成17(2005)年から令和2(2020)年までの本町の就業者数を見ると、男性、女性の就業者数は減少傾向にあります。また、平成27(2010)年以降の就業率を見ると、男性、女性の就業率は増加傾向にあります。

### ■ 就業率の推移 ■

(単位：人，%)

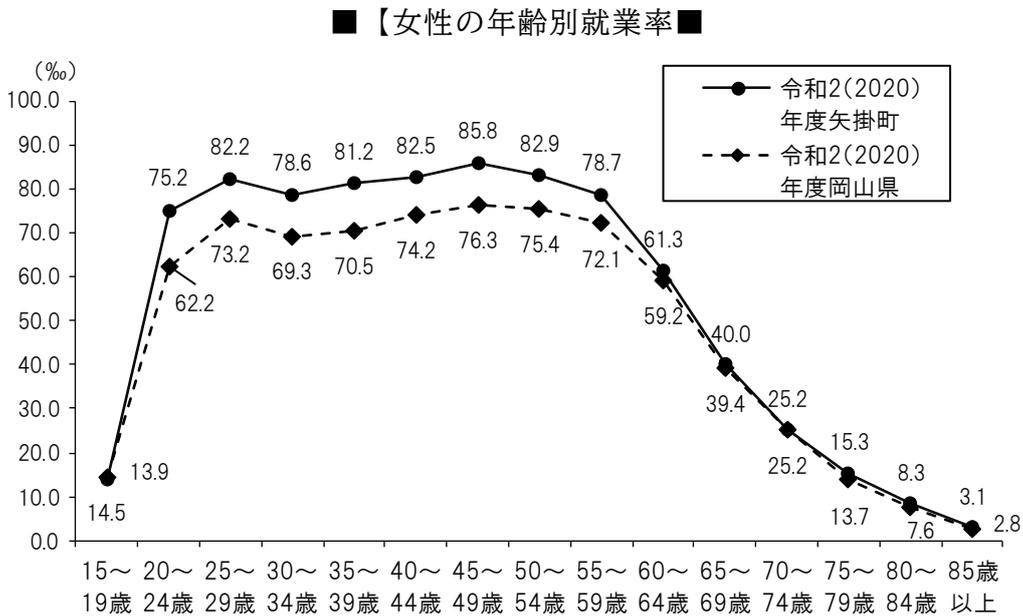
区分		平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	
矢掛町	男性全体	就業者数	4,406	3,778	3,669	3,522
		就業率	68.0	61.0	61.8	62.0
	女性全体	就業者数	3,366	3,022	3,032	2,943
		就業率	46.0	42.2	45.1	47.1
	女性 (25～44歳)	就業者数	1,137	1,133	1,036	921
		就業率	73.8	74.9	78.0	81.2
岡山県	男性	就業率	67.0	64.4	64.1	62.2
	女性	就業率	45.6	44.9	46.7	47.7

資料：国勢調査



## 2 女性の就業

本町の女性の年齢別就業率は、20代から50代前半の割合が高くなっています。岡山県と比較して見ると、高い水準を維持しており、特に20～25歳、35～54歳の割合が高くなっています。



## 2 こどもをめぐるサービスの現状

### (1) 就学前

#### 1 認定こども園と認可保育園の状況

##### ●認定こども園（1号認定のみ）

本町の認定こども園（1号認定のみ）定員数を、令和2（2020）年から令和6年（2024）年までで65人から40人まで減少しました。入園児童数は年々減少し、3～5歳児人口に占める入園率は、減少傾向となっています。

##### ●認定こども園・認可保育園（2号認定・3号認定）

本町の認定こども園・認可保育園（2号認定・3号認定）の定員数は、令和2（2019）年度から令和6（2024）年度までで395人から420人まで増加しました。入園児童数は年々増加し、0～5歳児人口に占める認定こども園・認可保育園（2号認定・3号認定）入園率は、増加傾向となっています。

#### ■認定こども園・各認可保育園入園児童数等の推移■

〈1号認定のみ〉

（単位：か所，人，％）

区分		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
認定こども園数(公立)		1	1	1	1	1
定員数		65	60	40	40	40
入園児童数		32	37	33	24	18
内訳	3歳児	15	12	9	6	10
	4歳児	11	13	12	6	4
	5歳児	6	12	12	12	4
4～5歳児人口		283	294	286	259	269
認定こども園入園率		11.3%	12.6%	11.5%	9.3%	6.7%

資料：こどもみらい課（各年度4月1日現在）

〈2号認定・3号認定〉

（単位：か所，人，％）

区分		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
保育園数(公立)		3	3	3	3	3
認定こども園		1	1	1	1	1
定員数		395	400	420	420	420
入園児童数		381(419)	385(413)	387(402)	380(413)	384
内訳	0歳児	11(31)	6(24)	8(20)	14(25)	13
	1歳児	53(62)	58(62)	59(61)	50(57)	63
	2歳児	80(85)	74(79)	73(72)	73(78)	62
	3歳児	75(77)	87(85)	81(83)	73(76)	82
	4歳児	83(83)	77(80)	87(87)	81(87)	77
	5歳児	79(81)	83(83)	79(79)	89(90)	87
0～5歳児人口		542	550	517	492	454
保育園入園率		70.3%	70.0%	74.9%	77.2%	84.6%

※（ ）内は年度末の数値

資料：こどもみらい課（各年度4月1日現在）

■認定こども園・各認可保育園入園状況■

〈1号認定のみ〉

(単位：人，%)

区分	保育園名	定員	入園児童数	定員に占める割合
公立	矢掛認定こども園	40	18	45.0%

資料：こどもみらい課（令和6（2024）年4月1日現在）

〈2号認定・3号認定〉

(単位：人，%)

公私	園名	定員	入園児童数	定員に占める割合
公立	矢掛認定こども園	190	171	90.0%
	三谷保育園	80	71	88.8%
	中川保育園	80	82	102.5%
	小田保育園	70	60	85.7%
	合計	420	384	91.4%

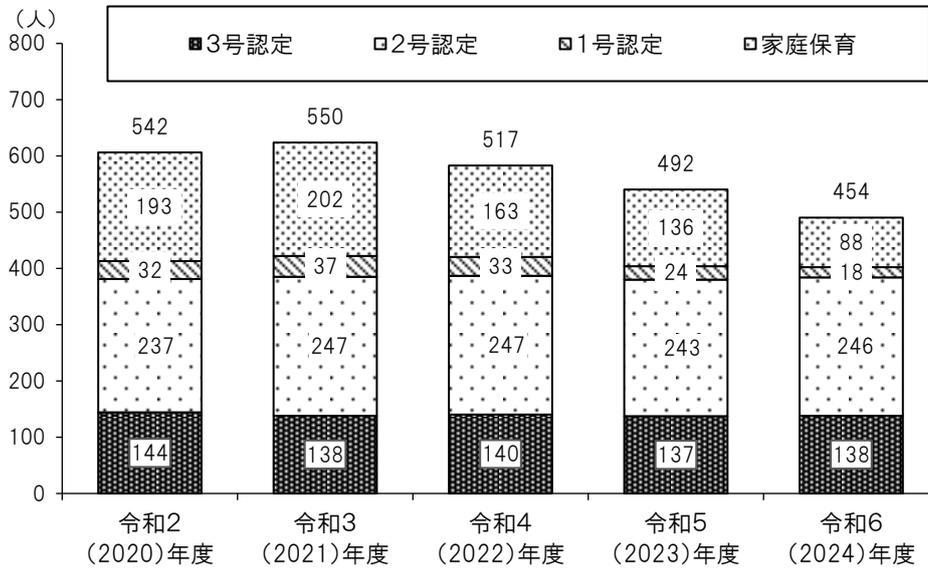
資料：こどもみらい課（令和6（2024）年4月1日現在）

## ●保育園・認定こども園の入園児童数

家庭保育及び幼稚園に入園する児童は年々減少しており、保育園・認定こども園へ入園する児童が増加しています。

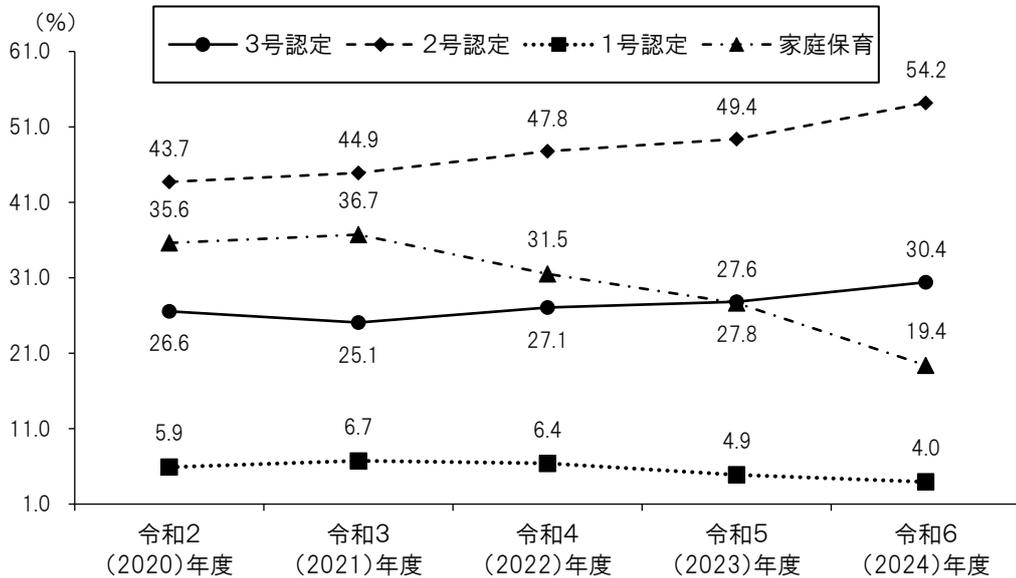
また、0～2歳児の保育園入園が増加しています。

■各認可保育園・認定こども園入園状況■



資料：こどもみらい課

■保育園・認定こども園の入園児童割合■



資料：こどもみらい課

## (2) 就学後

### ●小学校

本町の児童数を令和2（2020）年度から令和6（2024）年度まで見ると、増減を繰り返しながら減少傾向にあります。同様に教職員1人当たりの児童数は、減少傾向にあります。

#### ■小学校児童数等の推移■

（単位：か所，人）

区分		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
小学校数		7	7	7	7	7
教員数		112	107	112	114	118
児童数		589	595	576	586	580
内訳	1年生	96	92	95	93	102
	2年生	101	97	92	98	94
	3年生	106	101	95	92	99
	4年生	86	109	102	95	89
	5年生	110	86	106	102	95
	6年生	90	110	86	106	101
教職員1人あたりの児童数		5.26	5.56	5.14	5.14	4.92

資料：教育課（各年度5月1日現在）

### ●放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、5か所設置（委託）しています。平日の保育時間は、原則14：00～18：00（クラブによっては、19：00まで）です。土曜日、長期休業日の保育時間は、7：30～18：00（クラブによっては、19：00まで）となっています。

#### ■放課後児童クラブの設置状況■

名称	保育時間		設置場所 (利用人数)
矢掛なかよし児童クラブ	平日	14:00～18:00	矢掛小学校内 (50人)
	土曜, 長期休業	7:30～18:00	
三谷のびのび児童クラブ	平日	14:00～19:00	三谷小学校内 (25人)
	土曜, 長期休業	7:30～19:00	
川面ひまわりクラブ	平日	13:00～18:00	子育て支援センター内 (25人)
	土曜, 長期休業	7:30～18:00	
中川児童ゆうゆうクラブ	平日	13:00～18:00	中川小学校内 (10人)
	土曜, 長期休業	7:30～18:00	
小田わかばクラブ	平日	13:00～18:00	小田小学校内 (23人)
	土曜, 長期休業	7:30～18:00	

資料：こどもみらい課

## ●中学校

本町の生徒数を令和2（2020）年度から令和6（2024）年度まで見ると、増減を繰り返しながら推移しています。同様に教職員1人あたりの生徒数は、増減を繰り返しながら推移しています。

### ■中学校生徒数等の推移■

（単位：か所，人）

区分		令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
中学校数		1	1	1	1	1
教職員数		30	29	28	29	26
生徒数		273	247	253	239	254
内訳	1年生	90	69	95	77	82
	2年生	89	90	69	93	78
	3年生	94	88	89	69	94
教職員1人あたりの生徒数		9.10	8.83	9.04	8.24	9.77

資料：教育課（各年度5月1日現在）

### 3 アンケート調査等から見る町の状況

#### (1) 子ども・子育てニーズ調査

##### 1 調査の概要

調査は、以下の方法により実施しました。(再掲)

調査対象者	就学前児童／町内に居住する0歳から小学校入学前までのこどもが いる家庭の保護者 小学生／町内に居住する小学生のこどもが いる家庭の保護者
調査方法	郵送配布・郵送回収，インターネットによる回答
調査期間	令和6年1月

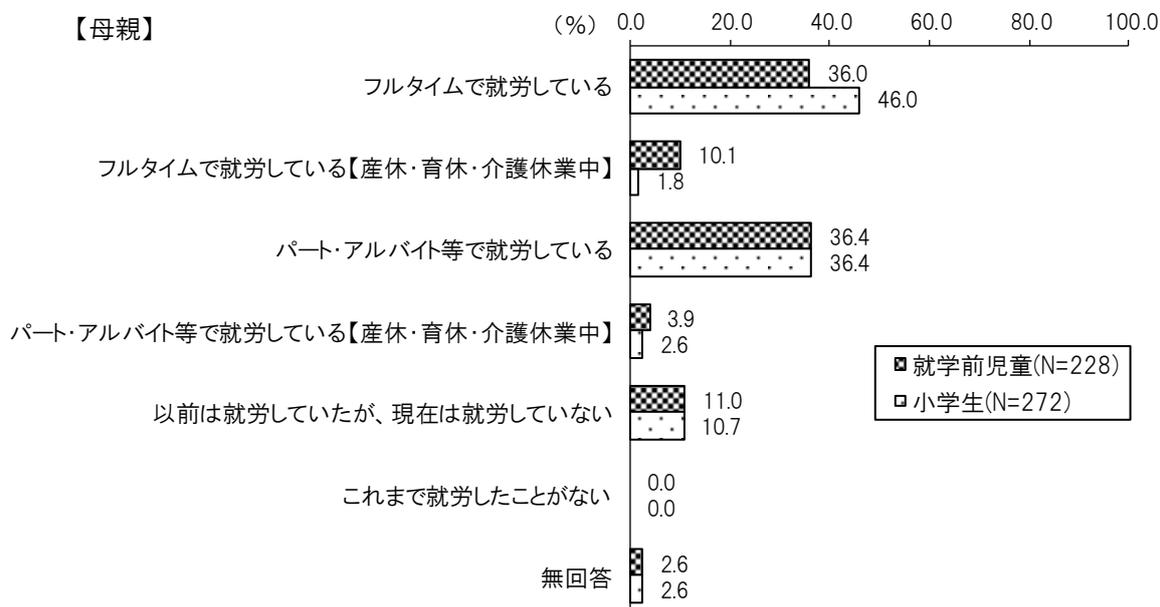
##### 【回収結果】

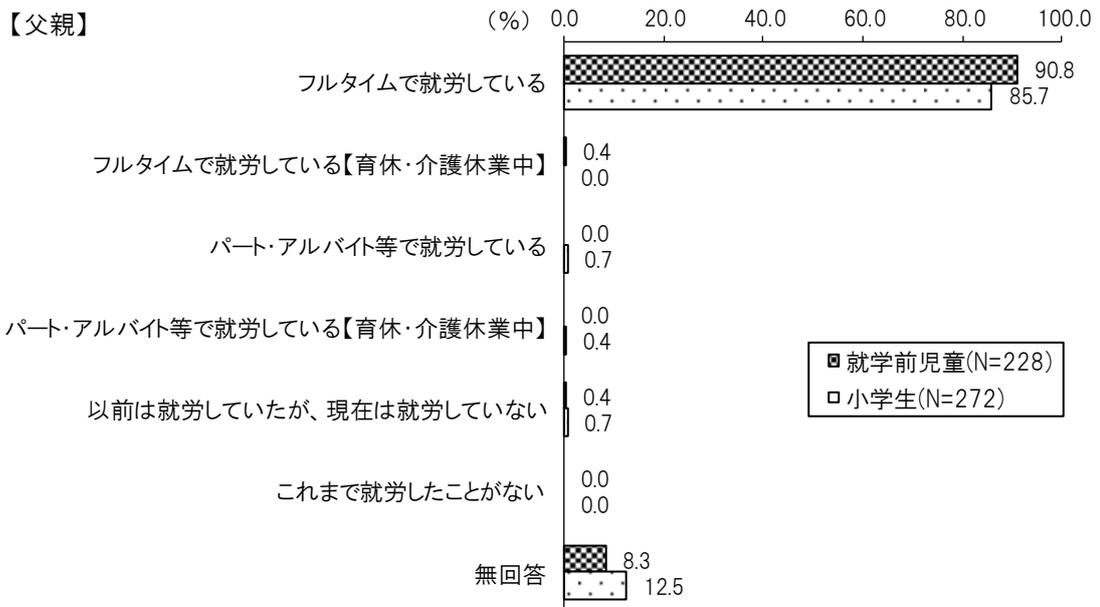
	標本数（配布数）	有効回収数	有効回収率
就学前児童	370	228 (郵送：119, Web：109)	61.6%
小学生	437	272 (郵送：133, Web：139)	62.2%
合計	807	500 (郵送：252, Web：248)	62.0%

##### 2 主要調査結果

##### ●母親の就労状況（就学前，小学生）

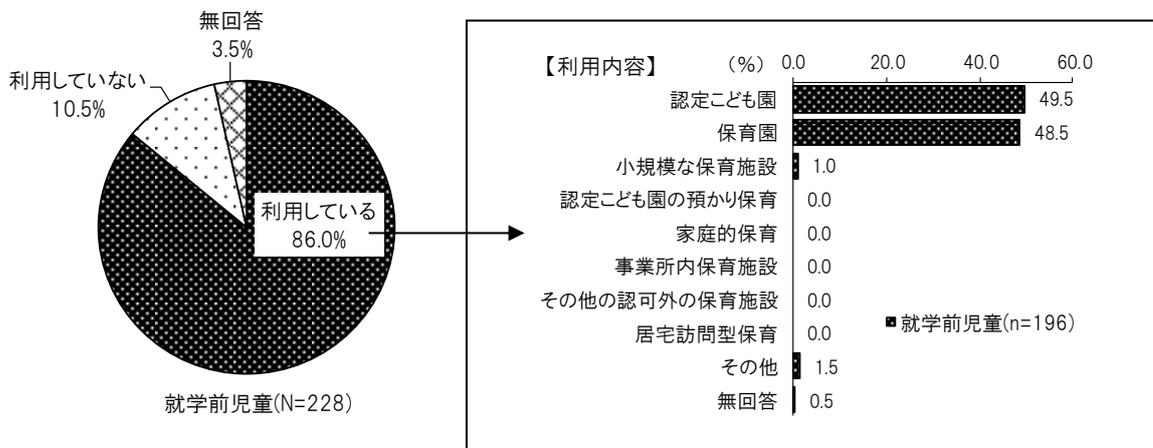
就学前児童の母親の86.4%（休業中を含む）が現在就労しており，そのうちフルタイムが46.1%（休業中を含む）を占め，40.3%がパート・アルバイト等で就労している。小学生の母親は，「フルタイムで就労している」の割合が就学前児童の母親を上回っており，父親については，大半がフルタイムで勤務しています。





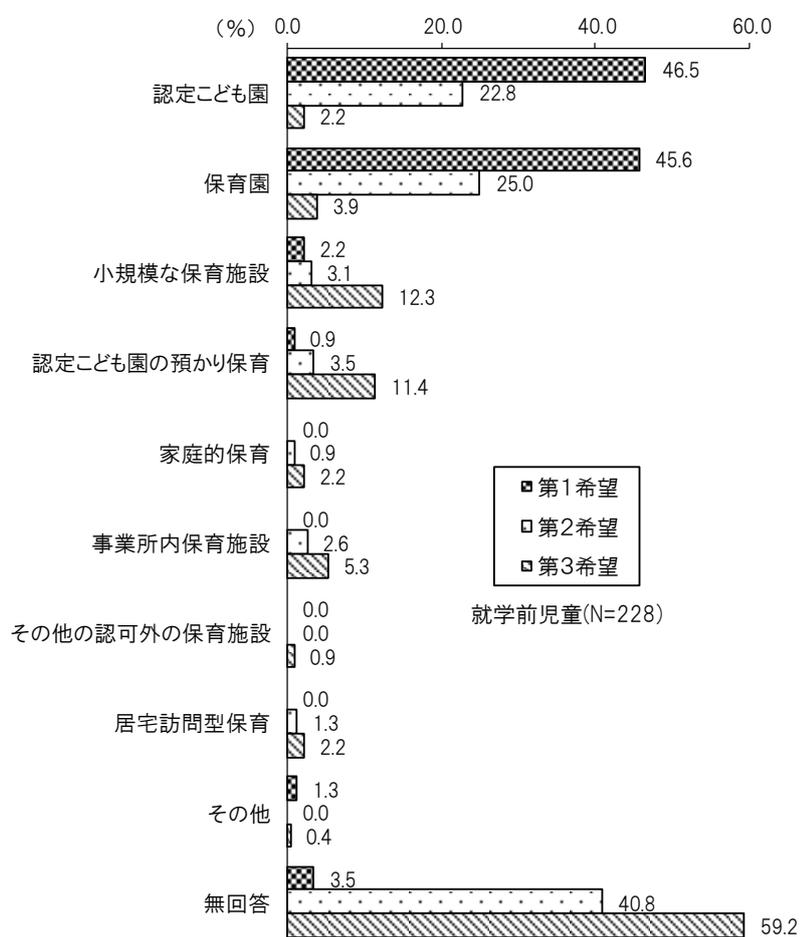
### ●利用している定期的な認定こども園・保育園等のサービス

全体の86.0%が教育・保育事業を利用しており、そのうち「認定こども園」(49.5%)や「保育園」(48.5%)の利用が多くなっています。



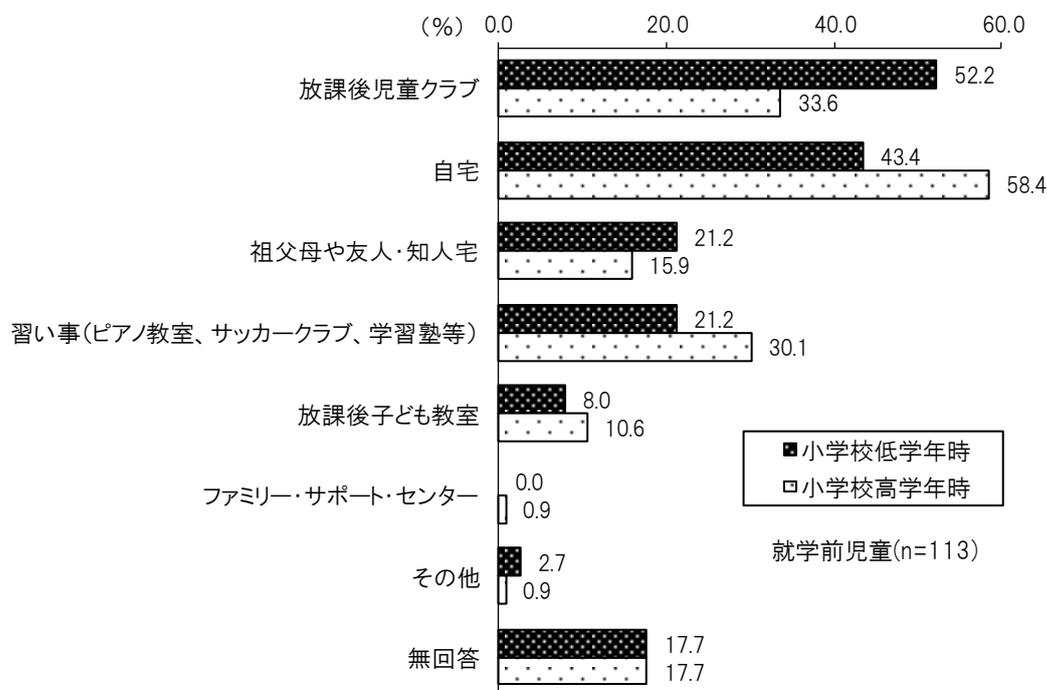
## ●今後利用したい定期的な認定こども園・保育園等のサービス

教育・保育事業の今後の利用意向の第1希望については、「認定こども園」が46.5%と最も高く、第2希望は「保育園」、第3希望は「小規模な保育施設」「認定こども園の預かり保育」と高くなっています。



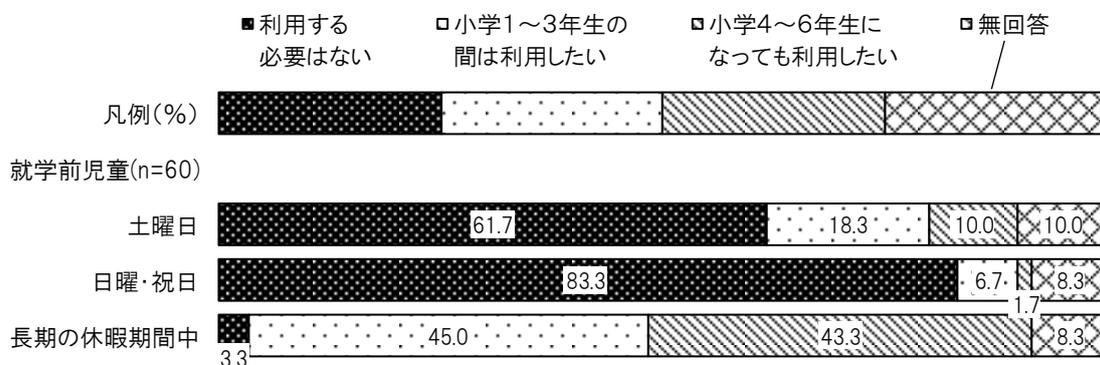
## ●小学校入学後に希望する放課後の過ごし方

希望する放課後の過ごし方として、小学校低学年時では「放課後児童クラブ」が52.2%に次いで「自宅」43.4%で過ごさせたい保護者が多くになっています。しかし、小学校高学年時になると、「自宅」の割合が58.4%と高くなっています。



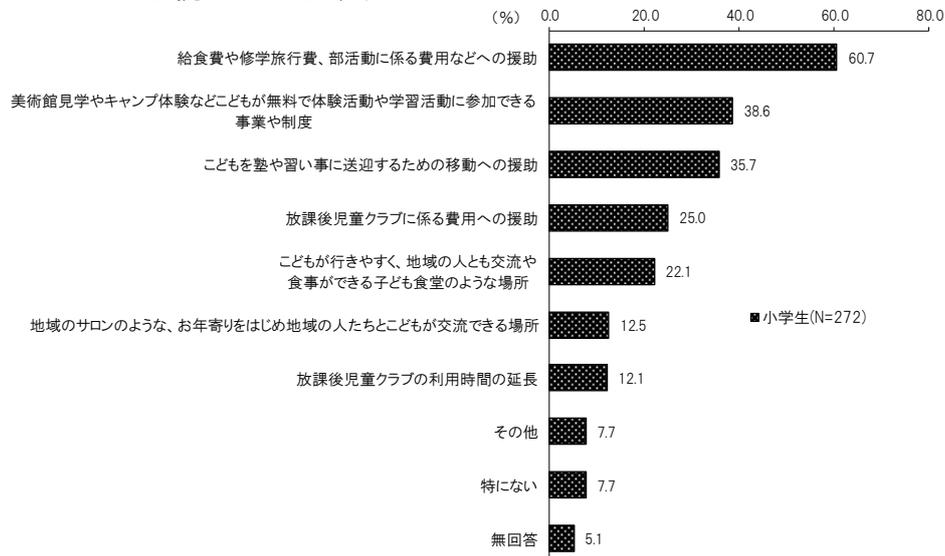
## ●就学前児童における放課後児童クラブの利用希望

放課後児童クラブ利用希望者における利用希望(「利用したい」の合計)を見ると、「土曜日」は28.3%、「日曜・祝日」は8.4%、「長期の休暇期間中」は88.3%となっており、長期休暇中においては大半が利用を希望しています。



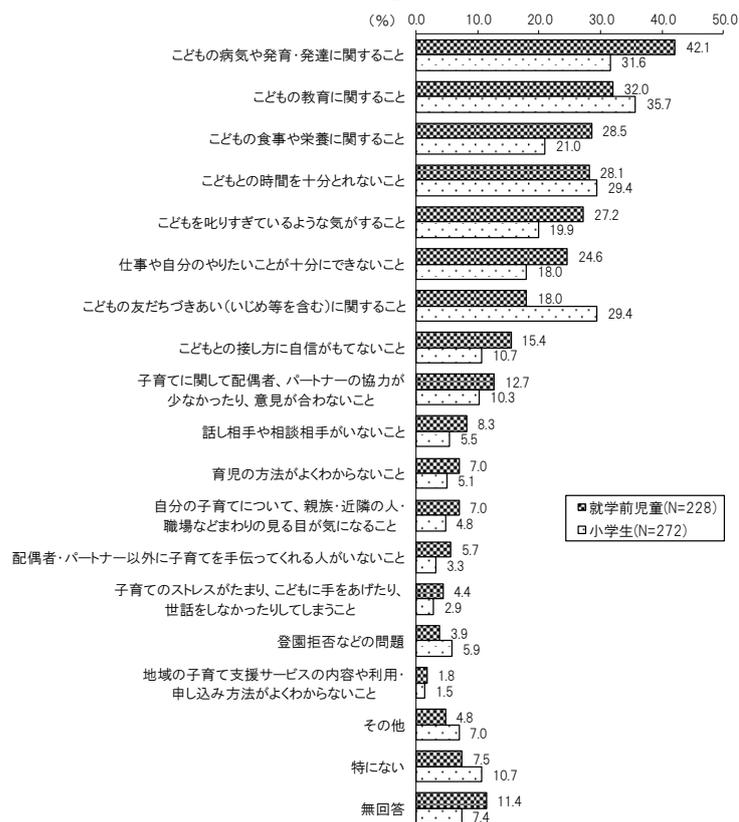
## ●必要と感じる地域の子育て支援

必要と感じる地域の子育て支援としては、「給食費や修学旅行費、部活動に係る費用などへの援助」が60.7%と最も高く、次いで「美術館見学やキャンプ体験などこどもが無料で体験活動や学習活動に参加できる事業や制度」が38.6%、「こどもを塾や習い事へ送迎するための移動への援助」が35.7%、「放課後児童クラブに係る費用への援助」が25.0%と続いています。



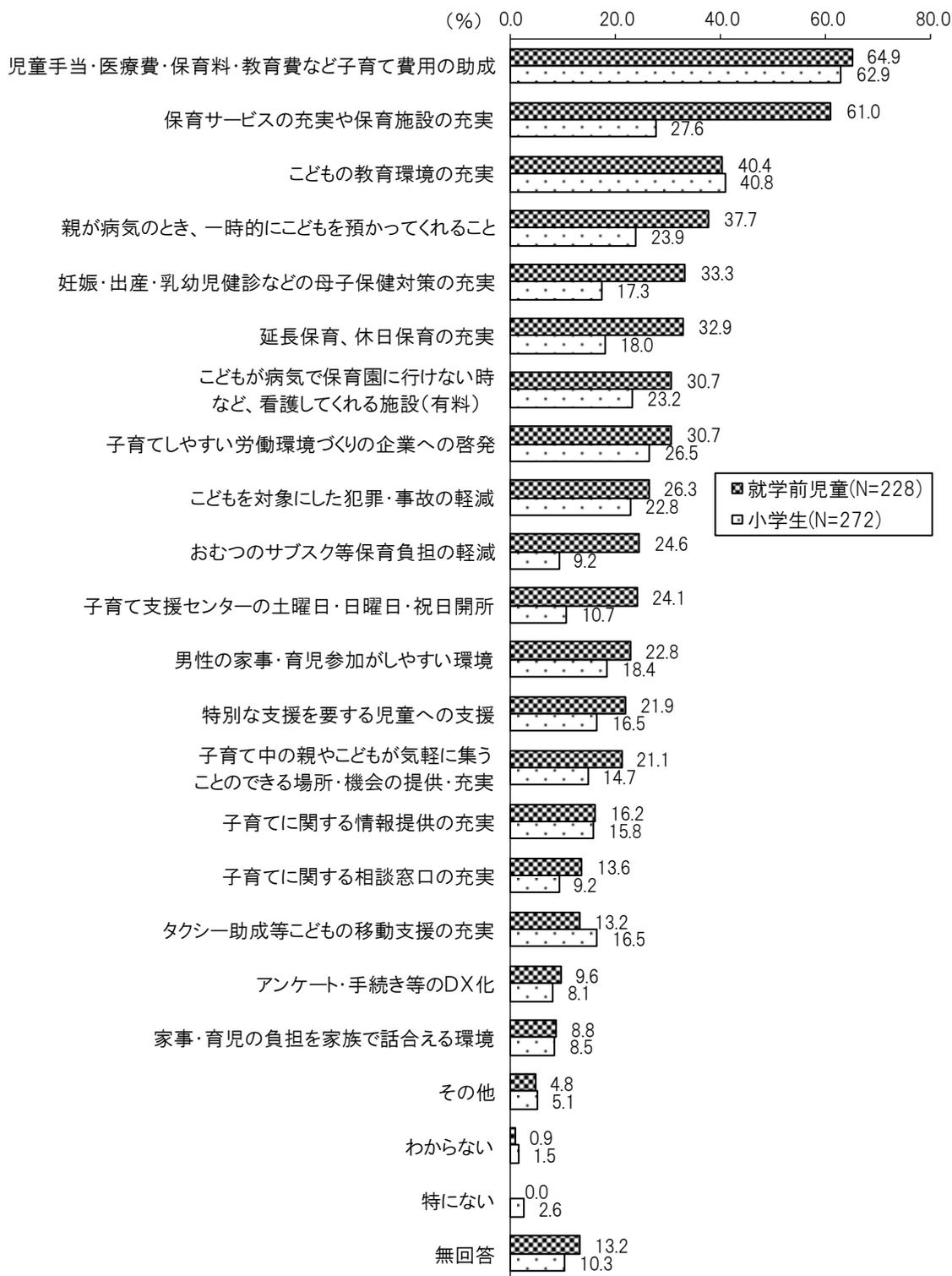
## ●子育てに関する不安や悩み

子育てに関する不安や悩みについて、就学前児童の保護者では「こどもの病気や発育・発達に関すること」が42.1%、小学生の保護者では「こどもの教育に関すること」が(35.7%)とそれぞれ最も高くなっています。また、特に小学生で「こどもの友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること」の割合が高くなっています。



## ●子育てをするうえで矢掛町に望む支援

子育てをするうえで矢掛町に望む支援については、就学前児童，小学生の保護者ともに「児童手当・医療費・保育料・教育費等子育て費用の助成」が就学前児童 64.9%，小学生児童 62.9%と、最も高くなっています。次いで就学前児童の保護者では「保育サービスの充実や保育施設の充実」が 61.0%，小学生の保護者では「こどもの教育環境の充実」が 40.8%と続いています。



## (2) 子ども・若者調査

### 1 調査の概要

調査は、以下の方法により実施しました。(再掲)

調査対象者	町内在住の12歳～29歳までの町民
調査方法	郵送配布・インターネットによる回答
調査期間	令和6年5月27日～6月18日
回収状況	配布数 1,925人 総回答数 454人 回収票内訳 ・町内 358人・町外 76人・居住地無回答 20人 回収率 23.6%

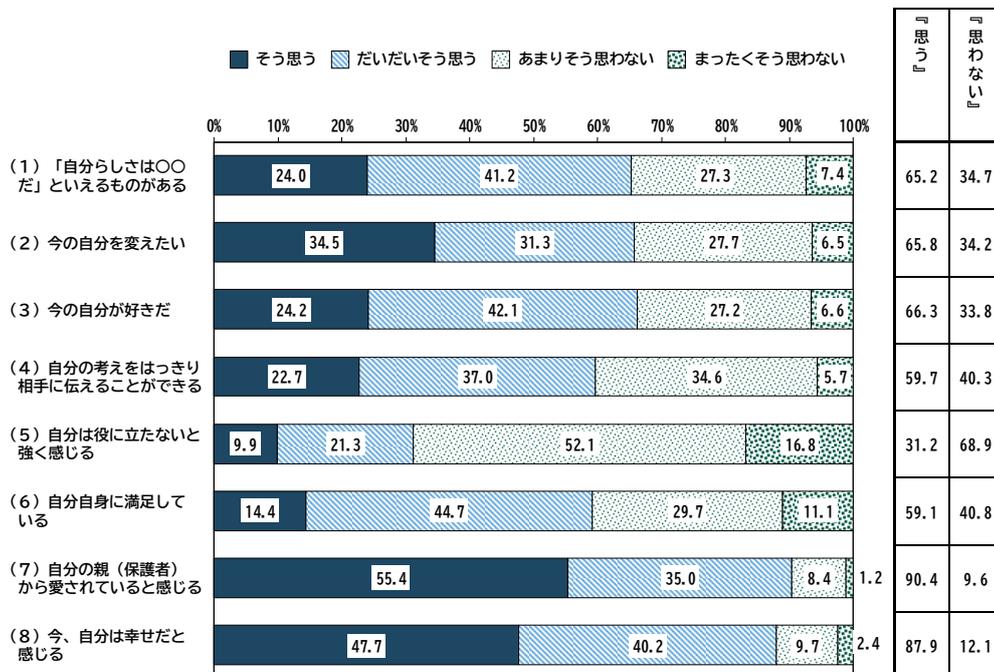
### 2 主要調査結果

#### ●自分自身について思っていること

自分自身について『思う』(=「そう思う」+「だいたいそう思う」)を見ると、「(7) 自分の親(保護者)から愛されていると感じる」が90.4%、「(8) 今、自分は幸せだと感じる」が87.9%と多くなっています。

次いで「(3) 今の自分が好きだ」が66.3%、「(1) 「自分らしさは○○だ」といえるものがある」が65.2%、「(4) 自分の考えをはっきり相手に伝えることができる」が59.7%、「(6) 自分自身に満足している」が59.1%と、約6割が肯定しています。しかし、逆に言えば、3～4割の人は否定的な考えをしていることとなります。

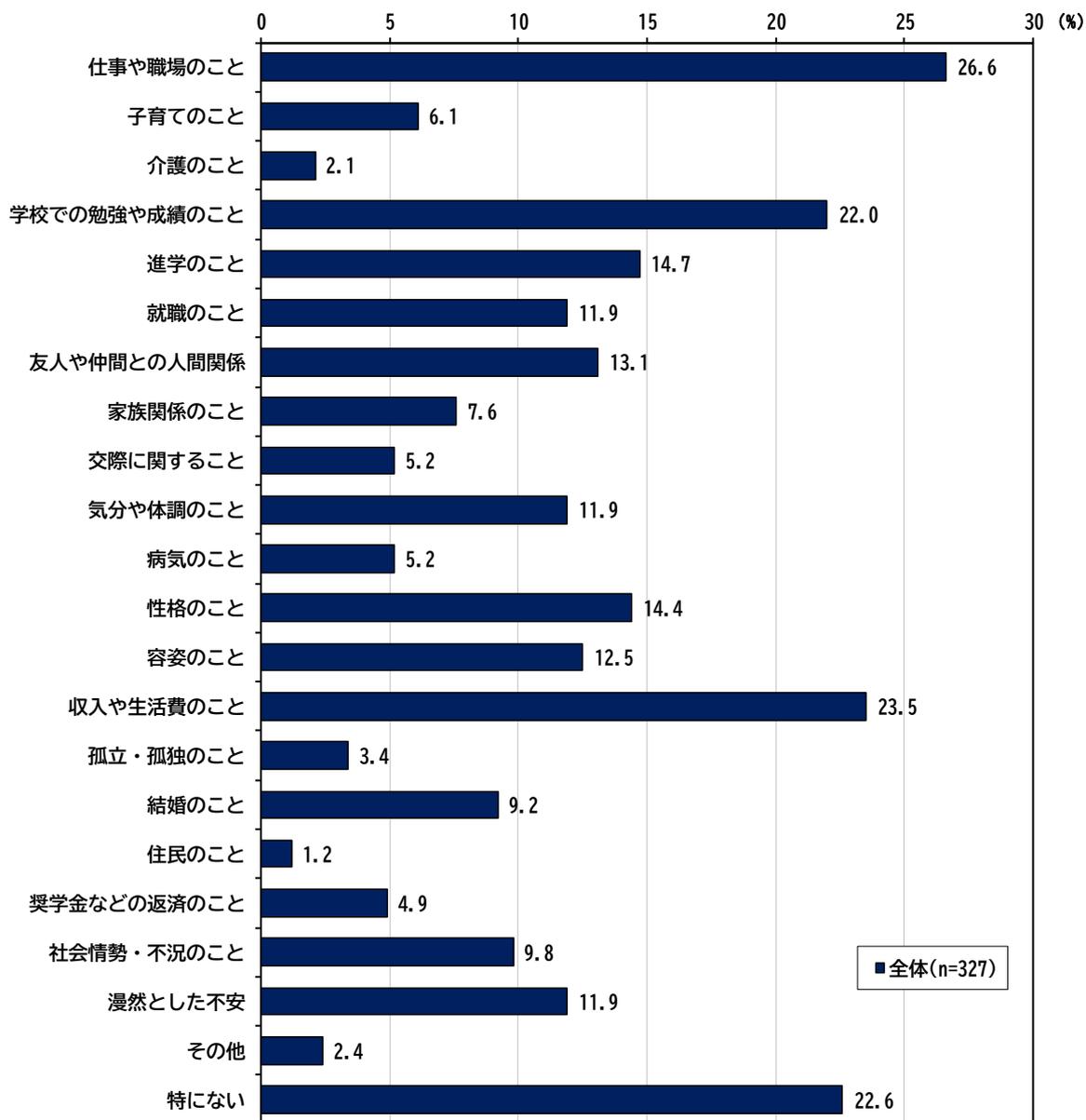
こうしたことが影響してか、「(2) 今の自分を変えたい」が65.8%おり、「(5) 自分は役に立たないと強く感じる」という人も31.2%と決して少なくはありません。



※『思う』=「そう思う」+「だいたいそう思う」 『思わない』=「まったくそう思わない」+「あまりそう思わない」 (以下、同様。)

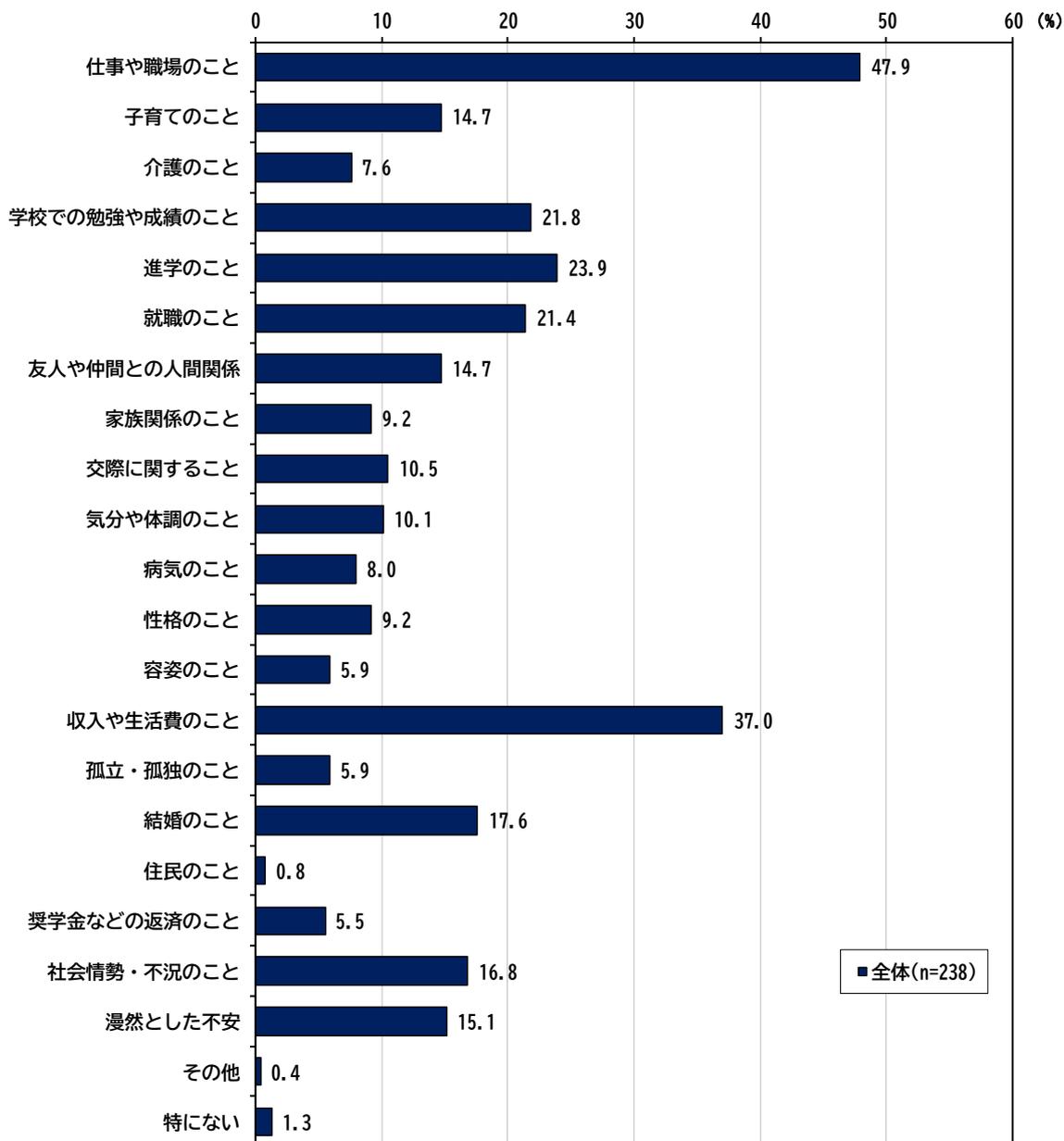
●現在の悩みや不安について

現在の悩みや不安については、「仕事や職場のこと」が26.6%と最も多く、次いで「収入や生活費のこと」が23.5%、「学校での勉強や成績のこと」が22.0%となっています。



## ●将来に対する不安について

将来に対する不安の内容としては、「仕事や職場のこと」が47.9%と最も多く、次いで「収入や生活費のこと」が37.0%、「進学のこと」が23.9%、「学校での勉強や成績のこと」が21.8%、「就職のこと」が21.4%となっています。



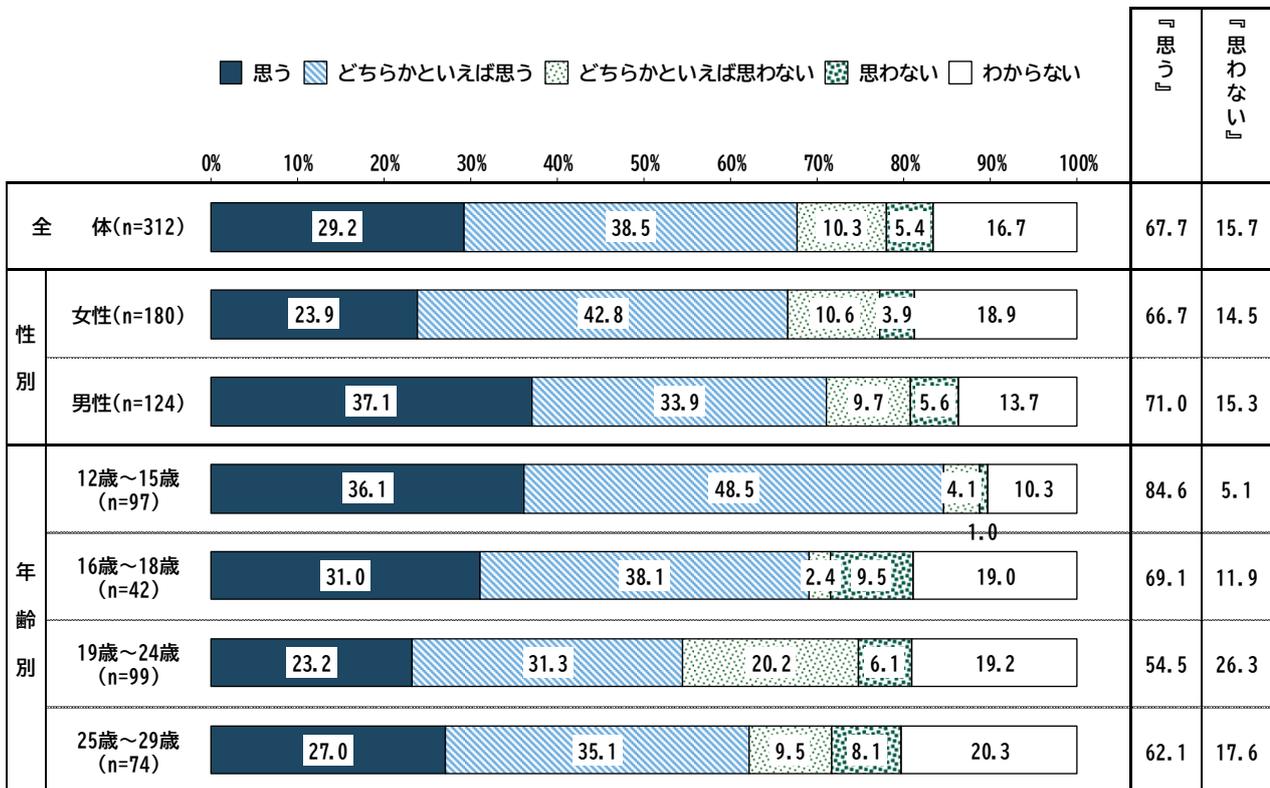
## ●20 年後に目指す姿

20 年後の姿として『思う』(=「そう思う」+「だいたいそう思う」) の上位, 下位 5 位は, 以下のようになっています。

上位 5 位	下位 5 位
(11) 安定した生活を送りたい……………98.1%	(5) 仕事や趣味, スポーツなどの分野で有名になりたい33.8%
(1) 心豊かな生活を送りたい……………97.8%	(4) 出世して, 地位や役職を得たい……………47.5%
(2) お金に困らない生活を送りたい……………97.4%	(13) 子どもを育てている……………49.4%
(7) 自分の趣味や家族・友人との時間を重視したい……………96.6%	(10) 地元(矢掛町)で暮らしたい……………52.2%
(8) 親を大切にしていきたい……………94.6%	(12) 結婚をしている・パートナーがいる……………55.5%

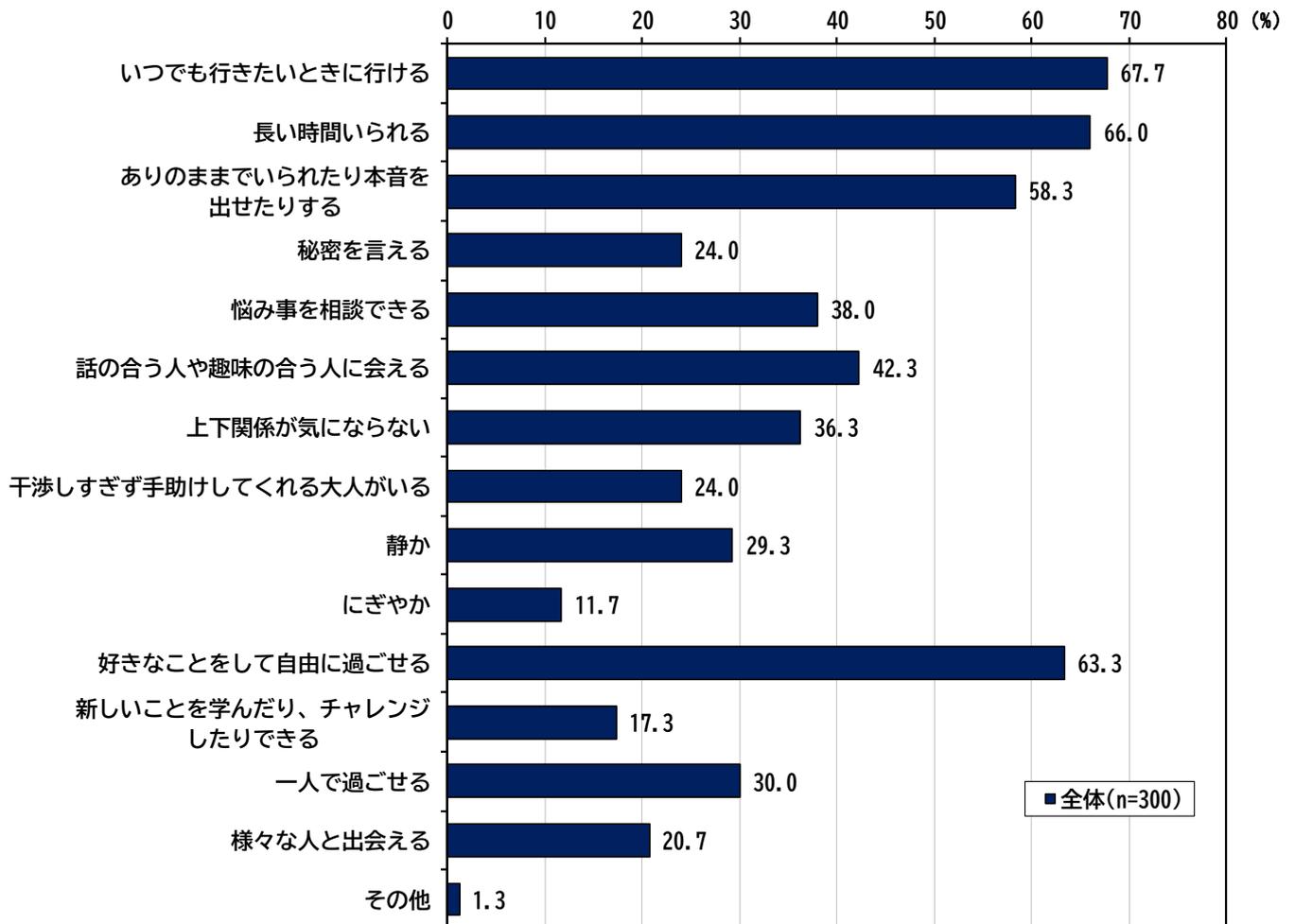
## ●20 年後の幸せな暮らし

20 年後の幸せな暮らしについては, 「思う」が 29.2%, 「どちらかというと思う」が 38.5%, 合計した『思う』は 67.7%となっています。また, 『思わない』(=「思わない」+「どちらかというと思わない」)は 15.7%です。



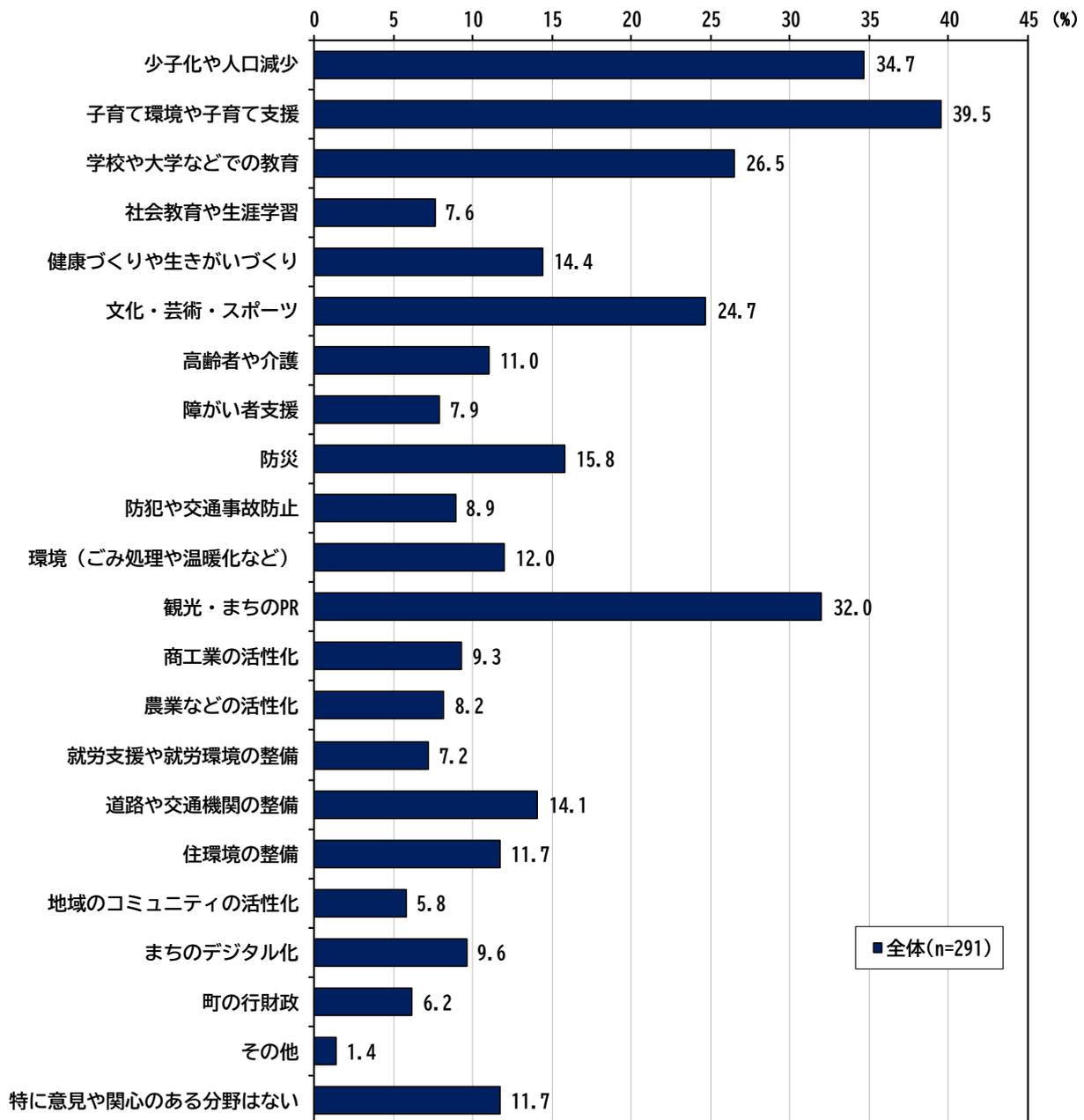
## ●居場所になる条件

居場所になる条件としては、「いつでも行きたいときに行ける」が67.7%と最も多く、次いで「長い時間いられる」が66.0%、「好きなことをして自由に過ごせる」が63.3%、「ありのままにいられたり本音を出せたりする」が58.3%となっています。



## ●まちづくりに関して意見や関心のある分野

まちづくりに関して意見や関心のある分野としては、「子育て環境や子育て支援」が39.5%と最も多くなっています。次いで「少子化や人口減少」が34.7%、「観光・まちのPR」が32.0%、「学校や大学などでの教育」が26.5%、「文化・芸術・スポーツ」が24.7%となっています。



## 4 アンケート調査から見る課題

### 「こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長」関連

#### 【子ども・子育てニーズ調査】

子育てに関する不安や悩みについては、就学前、小学生とも、こどもの病気や発育・発達に関すること、こどもの教育に関することが上位を占めており、特に、赤ちゃんからの発育や健康への不安のほか、母親本人の健康面、精神面への不安も踏まえた丁寧な対応が求められています。

### 「地域のニーズに応じた様々な子育て支援」関連

#### 【子ども・子育てニーズ調査】

将来の教育・保育ニーズとしては、今後の利用意向では、「認定こども園」「保育園」の2つのサービスが大半を占めています。就学前児童の利用希望は、放課後児童クラブ（低学年時）5割以上、病児・病後児事業4割以上となっています。

### 「悩みや不安」関連

#### 【子ども・若者調査】

現在の悩みや不安や将来の不安については、いずれも中学生・高校生を中心とした思春期では、学校での勉強や成績、進学が、18歳以上の青年期では、仕事や職場、収入や生活費が上位を占めています。

### 「居場所づくり」関連

#### 【子ども・子育てニーズ調査】

児童期の放課後の過ごし方では、自宅が最も多いものの、放課後児童クラブも全体の4分の1を占めています。

#### 【子ども・若者調査】

居場所としては、思春期、青年期いずれも、いつでも行きたいときに行ける、長い時間いられる、好きなことをして自由に過ごせる、ありのままにいられたり本音を出せたりする等の場所といったイメージが挙げられます。

【子ども・若者調査】

情報の入手や伝達の方法では、いずれの年代も、家族や友人、職場の人、地域の人との会話がもっとも多いものの、多様なタイプのSNSでの対応を求めています。

また、意見を伝えやすくするための工夫やルールでは、いずれの年代も、匿名性、伝えた意見の扱われ方の明確化、ほかの人の意見の認知、グループでの参加等が特徴となっています。

また、町への要望としては、同様に、気軽に悩みを相談できる場所や機会の充実、若者たちが自主的に活動できる場所等が挙げられています。

## 5 前期計画の問題点・課題

### 基本目標1 質の高い幼児・学校教育と地域家庭連携

#### 基本施策1 幼児・学校教育の充実調査の概要

##### ●【取組方向1】個々のニーズに応じた幼児・学校教育の推進

- ・保・こ・小の連携，就学前の幼児教育と保育の一体的な提供については，いずれも就学前教育にとって重要な事業であり，継続した取組が必要です。
- ・YAKAGEプランに基づいて保育園・認定こども園で月に数回英語レッスンを行います。
- ・教育支援員の配置や特別支援教育は，特別な支援を必要とする児童等には重要な事業であり，継続した取組が必要です。
- ・通級による指導では，設置校である矢掛小学校以外の小学校では保護者による送迎が必要となるため，送迎が難しい児童は利用がしにくい状況です。
- ・ここ数年平均6件程度の保護者からの教育相談があります。教育相談専用電話の設置は引き続き必要です。
- ・小規模校の活性化等については，計画立案や学校間での打ち合わせが負担になっている状況が見られます。

##### ●【取組方向2】基礎学力向上施策の実施

- ・「校内研究」については公開授業を実施しても他校からの参加者が少ない状況です。
- ・指導形態の工夫・改善については，小学校では担任外の教員が少ない，働き方専科教員の場合は担任がT2として入れない要件がある等，チーム・ティーチングを行っていく状況です。
- ・個別補充学習については，教員の研修時間の確保や働き方改革等のため，縮小傾向にあり，当学習のあり方を検討する必要があります。
- ・家庭学習強化期間については，中学校の期末テストにあわせて実施してきましたが，令和5（2023）年度から中間・期末テストから単元テストに移行しており，テスト期間という概念がないために，気運が高まりにくい状況が見られます。

##### ●【取組方向3】不登校児童・生徒に対する支援

- ・教育支援センター（ひまわりの家）については，学校との連携等により，周知を図る必要があります。
- ・心の教室については，小学校で教室に入りにくい児童が数名います。三谷小学校には設置されていますが，保健室等で対応している状況があり，場所の確保等が問題となっています。
- ・スクールカウンセラーについては，相談希望の保護者が増え，配当時間数の増加を要望する学校が多くなっており，対応を考える必要があります。

- ・スクールソーシャルワーカーについても、課題を抱える児童生徒や保護者の数が多く、保護者との予定が合いにくく、それぞれのケースについて十分な対応ができない状況も見られます。

## **基本施策2 地域・家庭の子育て力の向上**

### **●【取組方向1】地域住民による教育支援**

- ・「授業公開と地域の人材活用」においては、働き方改革、授業時数削減という状況はありますが、地域人材の関わりや郷土学習を継続することは、児童生徒の育成に必要です。地域人材の関わりや郷土学習を継続することは、児童生徒の育成に必要です。
- ・地域学校協働本部事業では、学校と地域の目標を互いに共有して協動的に活動する必要があります。あわせて、推進員のバックアップ体制の構築や推進員、及び地域ボランティアの人材育成が必要です。
- ・夏休み学習会では、中高生ボランティアの手伝いとどまらず、もう一歩進んで、企画から関わる学習会を実施するとより効果的です。
- ・矢掛高校のコーディネーターの地域における認知度を高め、高校と地域をつなぐ橋渡しとしての役割を深める必要があります。

### **●【取組方向2】体験活動・学習活動の実施**

- ・「学びのポイントラリー」では、本事業に参加することもが固定的となっており、各学校においても、参加数に差異が生じています。本事業のあり方を検討する必要があります。
- ・すこやか学級でのプレゼント用の絵本のストックが少なくなってきており、継続するための予算が必要となっています。
- ・ALTの交代時期の関係で「えいごであそぼう」が実施できないときもあり、交代時期に影響がでないような対応が必要です。
- ・園庭開放やおおぞらキッズ等の交流の場は、園や地域の子ども達や保護者との大切な交流機会であり、継続した取組が必要です。
- ・「子育て支援センター」は、土日開所に向けた人材確保が課題となっています。
- ・「夏のボランティア体験」は参加者の活動場所に偏りがあり、受け入れできる場合でも子どもが来ないという問題があります。あわせて、受け入れ団体事前説明会と子どもへの説明の同時開催を考えていますが、PRの方法、日程調整等が課題となっています。

### **●【取組方向3】家庭教育の学習の場と参加しやすい取組**

- ・「やかげ親子教室」は、療育や発達相談が必要な児童に対して、保護者と支援者の意見が合わず、フォローが難しいケースがあり、教室終了の判断基準や効果についての検証が必要になっています。
- ・「家庭教育学級」は、実施意義について教職員の理解を図り、内容を充実させることが大切です。

- ・「親育ち応援学習プログラム」の内容の刷新を令和7（2025）年度に県が実施する予定ですが、ファシリテーター養成講座への保護者の参加を増やすことが課題となっています。また、保・こ・小中学校以外の場で、乳幼児・未就学児の保護者向けに実施することが大切で、令和6（2024）年度は新たに年1回、子育て支援センターで実施しました。
- ・町の関係機関・子育て支援者等による、町単位での「家庭教育支援チーム」創設が求められています。

## 基本目標2 安心して産み育てられる環境づくり

### 基本施策1 切れ目のない子育て支援

#### ●【取組方向1】結婚・妊娠・出産・子育ての包括的支援

- ・岡山県が運営する縁結びネットや、倉敷市が高梁川流域を対象に行うクラマリの出会いサポートシステムが充実し、登録費用も結婚相談所に比べ安価等を背景に、結婚相談所への登録ニーズが下がっており、今後の運営等のあり方が課題となっています。
- ・産後ケアを実施及び委託できる機関が限られており、新たな施設との契約等、今後の対応が必要です。
- ・「妊産婦健康診査」では、妊娠経過や妊産婦の健康状況等の確認のため、妊娠または産後の週数に応じた健康診査を受けやすくなるよう、健康診査等の費用助成をしています。
- ・高齢初産婦や身近に子育て支援者がおらず、増加傾向にある夫婦のみで子育てをしている家庭への対応が必要です。
- ・幼児健康診査については、要観察の児や要精密検査により、精検票が発行された児へのフォロー体制が十分でない状況があります。
- ・妊産婦健康診査、乳児健康診査、予防接種については、基本となる事業であり、継続した取組が必要です。
- ・2歳児歯科健診は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度にかけて受診率が高くなっています。また、令和5（2023）年度は3歳児健診での3歳児1人あたりのむし歯の平均本数は0.3本となっており、目標値である0.7本以下という現状であり、継続した取組が必要です。
- ・育児相談に足を運んでくれる母子は限られることが多く、乳児訪問で発育が気になる家庭に育児相談を紹介しても来てもらえない可能性が高く、状況把握のためにも育児相談のPR、体制等の検討が必要です。
- ・＃8000等小児医療体制の周知、子育て支援メール、子育て支援センターでの教室等は、子育てを支援する事業であり、継続した取組が必要です。

## ●【取組方向2】経済的支援による負担軽減

- ・妊婦健診支援事業をはじめ、誕生祝金、未熟児養育医療事業、小児医療費助成、児童手当支給事業、予防接種費用の助成、保育園・認定こども園保育料無償化は、いずれも経済的支援の基本事業であり、継続した取組が必要です。

## 基本施策2 こどもの心と体の健康づくり

### ●【取組方向1】療育の周知と適正な利用

- ・いずれの事業もほぼ計画どおりに進められており、今後も引き続き、充実した取組を進める必要があります。

### ●【取組方向2】こどもの健康と食育

- ・スポーツ少年団の育成に際しては、中学生の受け入れも含め継続的な団員の確保が必要になっています。
- ・地産地消については、生産者の高齢化、農業資材の高騰による生產品の減少が課題となっています。
- ・朝食については、こどもだけではなく、家族全員（特に保護者）に対して、朝食摂取率向上につながる、早寝早起き朝ごはんの普及啓発が必要です。
- ・スポーツ教室の開催、学校給食等による食育の推進、就学前の食育は、いずれもこどもの健康づくりにとっての基本事業であり、継続した取組が必要です。

## 基本施策3 要保護・要支援家庭等への対策の充実

### ●【取組方向1】要保護家庭や経済的に困難な家庭への支援

- ・虐待の早期発見と予防については、関係機関の連携を強化することによって、早期発見・対応等、今後も努めていきます。
- ・要保護児童対策地域協議会については、ひとり親の増加、経済的な問題を抱える家庭、外国籍の保護者への対応等、問題が複雑化しており、事務局だけの対応が困難になってきている状況です。また、代表者会議が形骸化しており、町のシステム検討まで至っていないため、内容の検討が必要となっています。
- ・児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成、母子・父子・寡婦福祉資金貸付、生活困窮者への自立支援相談、就学援助は、いずれも要保護家庭支援の基本事業であり、継続した取組が必要です。
- ・食を通じてのこどもの居場所づくりにおいては「なかがわ☆こども食堂」を実施していますが、タンパク質（肉と魚）の確保が困難です。年間20万円程度の事業費が必要ですが、民間財源の確保が困難な状況です。

### ●【取組方向2】親の養育力支援と相談体制の充実

- ・要保護家庭等への地域の見守り強化にあたっては、個人情報取り扱いが課題となっています。
- ・地域若者サポートステーションは、15～39歳の若者に対し、専門スタッフが就労支援のサポートをする事業であり、継続した取組が必要です。

### ●【取組方向3】外国籍の家庭への支援

- ・外国籍の保護者で、日本語による意思疎通が難しい方がおられ、連絡プリント等の配付物もどこまで理解できているか不明であり、何らかの対応が必要です。
- ・外国籍の妊産婦、幼児・小学生及び保護者への支援・配慮は、外国語の家庭支援にわたる基本事業であり、継続した取組が必要です。

## 基本目標3 子育てと仕事の両立支援

### 基本施策1 ワーク・ライフ・バランスの推進

#### ●【取組方向1】子育てへの男女共同参画の啓発

- ・父親の子育て参画については、男女共同参画にとって重要な事業であり、継続した取組が必要です。
- ・男女共同参画に係わるセミナーについては、若い世代にセミナーへの参加してもらいやすい環境の整備が必要です。

#### ●【取組方向2】(企業) 子育て世帯の労働環境制度の見直し

- ・企業に対する仕事と子育ての両立のための啓発や情報提供や企業(事業所)内保育施設との連携は、いずれも労働環境の視点から重要な事業であり、継続した取組が必要です。

### 基本施策2 多様な保育サービスの充実

#### ●【取組方向1】各種保育サービスの充実

- ・保育園や認定こども園における一時預かり事業、認定こども園における短時間の預かり保育、ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育は、いずれも必要性の高い保育サービス事業であり、継続した取組が必要です。

#### ●【取組方向2】保育教諭の確保対策と資質向上

- ・保育教諭の確保対策と資質向上であげられた事業は、いずれも保育サービスを充実していくための基本的な事業であり、継続した取組が必要です。

#### ●【取組方向3】放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の充実

- ・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、授業後に就労等で家庭に親がいない小学生の健全育成の推進及び働く親の不安解消のため不可欠な事業であり、継続した取組が必要です。また、放課後児童クラブの利用希望が年々増加しており施設の環境整備が必要です。

## 基本目標4 地域における子育て支援と防犯・防災強化

### ●【取組方向1】子育てボランティアの育成と連携

- ・現在、町内に1団体ある母親クラブは活動休止中ではあるものの、新たな団体もできていない状況であり、母親クラブの必要性も含め、今後、検討する必要があります。
- ・保育園・認定こども園における地域ボランティアとの連携は、不可欠な事業であり、継続した取組が必要です。
- ・子育て支援サポーターについて、「子育て支援サポーター派遣事業」で家事支援、子守り等を行うサポーターの育成・登録支援を行い、支援をしてくださる方の支援を行います。
- ・愛育委員による幼児健診、育児相談等ボランティア活動を支援します。

### ●【取組方向2】交通・防犯・防災対策の強化

- ・公園は、こども達がのびのびと遊べる空間であるとともに、町民にとっても憩いの空間であり、継続した整備や管理が必要です。
- ・通学路については、複数の関係機関や関係部署が合同点検を実施していますが、合同点検の結果、根本的な対策がとれず、児童・生徒への交通指導、注意喚起となる箇所もあるため、地域での見守りも継続して行う必要があります。
- ・交通安全教室の開催、乳幼児事故防止等の啓発、学校園情報配信メール、各園における保護者と一体となった避難訓練の実施等は、いずれも事故、犯罪被害、災害からこども達を守るために不可欠な事業であり継続した取組が必要です。
- ・防災については、避難情報等、国の制度改正の度に、住民に周知の徹底を図る必要があります。
- ・非行防止教室において、インターネットモラル教室はどちらかというとインターネットを「制限」する内容ですが、令和5（2023）年度から町で推進しているデジタルシティズンシップ教育は、インターネットを「活用」することに主眼を置いており、両面の教育になるよう、より良く安全にかつ主体的にインターネットを使えるよう指導する必要があります。
- ・青色防犯パトロール隊・地域ボランティア等地域による支援のもと、小学生の安全・安心な登下校の支援を継続して行う必要があります。

## 第3章 こども施策の推進に関する基本的な方針

### 1 基本理念

矢掛町次世代育成支援行動計画及び第2期矢掛町子ども・子育て支援事業計画では、「地域でつながりあい 安心して子育て・親育ちができるまち やかげ」を基本理念に掲げ、子育て支援施策の推進に努めてきました。この理念は、こどもが将来の我が国の担い手である点や、親が周囲の支援を受けながら子育てを通じて成長する「親育ち」を支える点を踏まえています。

また、本町は、「第6次矢掛町振興計画（平成28（2016）～令和7（2025）年度）」を平成28（2016）年に策定し、まちの将来像を「やさしきにあふれ かいてきで げんきなまち」とし、その中の重点目標3では「安心してこどもを産み育てることができる子育て環境の整備と福祉制度の拡充」を掲げています。

しかしながら、少子高齢化や核家族化が進み、子育てへの不安感、孤立感を持つ保護者もいます。また、共働き世帯が増加し、両親ともに働きながら子育てができる環境づくりが望まれています。さらに、外国籍の子育て世帯の増加や要保護家庭への支援、多岐にわたる子育て支援ニーズへの対応等が求められています。そのためには、家庭、地域、学校園、企業（事務所）、行政の連携は欠かせません。

本計画はこれまでの計画の考え方や、矢掛町の将来像を見据え、第3期子ども・子育て支援事業計画等を含めた「矢掛町こども計画」の基本理念を「まち全体で支える子育て・子育ち・親育ち」とし、「未来を担うこども・若者の健やかな成長」「子育て世帯の人口増」「矢掛町を自慢できるこどもを育てる」を目指します。

#### ◆基本理念◆

#### まち全体で支える子育て・子育ち・親育ち

#### こどもまんなか応援サポーター宣言

矢掛町は、こども家庭庁が目指す「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」として、将来、矢掛町を自慢できるこどもを育てていけるよう、こどもが健やかに育ち、安心して子育てができる環境や体制づくりを今後も進めていくことを宣言します。

令和5年11月28日

矢掛町長 山岡 敦



## 2 基本的な視点

### 基本視点1 こども・若者の最善の利益を図る

こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ります。

### 基本視点2 当事者と対話しながらともに推進する

こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていきます。

### 基本視点3 ライフステージに応じて切れ目なく対応する

こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援します。

### 基本視点4 貧困と格差の解消を図る

良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにします。

### 基本視点5 結婚・子育てに関する希望の形成と実現阻害要因の除去

若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻害する要因の除去に取り組みます。

### 基本視点6：関係機関との連携を重視する

施策の総合性を確保するとともに、民間団体等との連携を重視します。

### 3 施策体系



## 第4章 こども施策の展開

### 計画の柱1 ライフステージを通じた支援

#### (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

##### 基本方向

- ◆児童の権利に関する条約の趣旨や内容についての普及啓発に民間団体等と連携して取り組みます。
- ◆教育、養育の場において、こども・若者が権利の主体であることを含めこどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します。
- ◆こども・若者やこども・若者に関わり得る全てのおとなを対象に、人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進します。

##### 具体的な取組

##### ● こども・若者の権利に関する普及啓発

- 「矢掛町人権教育・啓発推進プラン」に基づき、学校園や生涯学習の場において、すべての人の人権を尊ぶ人権教育・人権学習を推進し、あらゆる差別のない住み良いまちづくりを進めます。

##### ● こどもの権利が侵害された場合の救済

- こどもの権利については、こども基本法や「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、自治体として個別に擁護体制を築くための制度について、調査研究を進めます。

#### (2) 多様な遊びや体験，活躍できる機会づくり

##### 基本方向

- ◆多様な遊びや体験活動ができる機会の提供をします。
- ◆睡眠，食生活等，生活習慣の定着を図ります。
- ◆交通事故，犯罪からこどもを守り，公園やこどもが集まる施設等の安心・安全の確保を図ります。
- ◆本町文化をはじめ，外国等，異文化の理解や交流を深めるとともに，持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた教育環境の整備を検討します。
- ◆学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。

## 具体的な取組

### ● 遊びや体験活動の推進

- 公民館などで実施するイベントや行事が地域の子ども達の居場所になるよう、学校等を通じて子ども達に紹介し、地域の様々な人たちと関わりながらコミュニケーション力の向上や郷土愛の醸成を図る機会を提供します。【学びのポイントラリー】
- 英語指導助手の先生が中心となり、外国の文化を紹介したり、ゲームを取り入れて異文化交流や参加者同士のふれあい、コミュニケーション力の向上を図ります。【英語であそぼう・イングリッシュデイ】
- 図書館ボランティア「絵本の会ゆめ」による絵本の読み聞かせやエプロンシアター、司書によるおりがみ教室等を行い、親子の交流を深めます。【お話らんど&おりがみ教室】
- 4か月児を対象に絵本をプレゼントするとともに、保護者に絵本を通じて触れ合う時期の大切さを伝えます。【ブックスタート】
- 子ども向け絵本原画展示等、特別展やワークショップを開催します。【美術館による子ども向け企画展等】
- 各保育園・認定子ども園の園庭を開放し、地域の子どもたちが友達や親と遊び、園や地域の子ども達や保護者との大切な交流機会として学べる場や相談の場を提供します。【やかげっ子ランド】
- 保育園・認定子ども園に通園していない乳幼児と親子の交流の場を設け、親子遊びを促進します。【やかげっ子の会・あおぞらキッズ・同級生あつまれ】
- 親子交流の場として、年に1回、子育て応援イベント「やかげキッズフェスティバル」を、町内の子育て福祉団体や中高生ボランティアと連携し、住民参加型で実施します。【やかげキッズフェスティバル】

### ● 生活習慣の形成・定着

- こどもの健康や適切な食習慣に関する料理教室・食育教室の開催、保育園等における食育の実践活動に努め、乳幼児期からの生活習慣病の予防と適切な食習慣の確立に取り組めます。
- 小学校の長期休みを利用した、安全に児童が参加できる方法や開催場所を踏まえた調理実習を開催します。
- 早寝早起き朝ごはんの推進により、規則正しい生活習慣のリズムづくりに努めるとともに、朝食が子どもだけではなく、家族全員（特に保護者）に対して、朝食摂取率向上につながる効果や必要性について、行政の栄養士や学校の栄養教諭及び各園の栄養士が、保護者・子ども達へ普及啓発します。【朝食の促進】

## ● こどもまんなかまちづくり

- 通学路の安全確保のため、合同点検を継続して実施します。点検の結果、ハードの対策が不可能なケースもあり、地域での見守りも継続して行います。【通学路合同点検】
- こどもや子育て中の親等が安心して通行できる歩道のバリアフリー化を図ります。【快適な道づくりの推進】
- 公共施設のバリアフリー化を推進し、赤ちゃんの駅（授乳・おむつ交換）を維持します。【公共施設の環境維持】

## ● 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進

- こども・若者が、異文化や多様な価値観、我が国の伝統・文化への理解、チャレンジ精神、外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育や教養教育等を通じた国際交流を推進します。持続可能な開発目標（SDGs）が達成できるよう、持続可能な開発のための教育（ESD）を推進します。

## ● こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

- こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、学校教育と社会教育においてジェンダーの理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。自己認識への理解を深めるため、心身の発達に応じた教育や広報活動等を通じた知識の着実な普及、相談体制の整備等に努めます。あわせて、男女共同参画を推進するための研修や周知啓発等の取組を推進します。

# (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

## 基本方向

- ◆不妊・不育、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援等、切れ目のない支援体制の整備に努めます。
- ◆成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（成育医療等基本方針）に基づく国民運動である「健やか親子21」の取組により、こどもの成長や発達に関して正しい知識を持つことや町民の理解を深めるための普及啓発のほか、慢性疾病や難病を抱える子ども・若者への支援に努めます
- ◆乳幼児期・学童期の健康情報のデジタル化等及び母子保健情報のデジタル化を検討します。

## 具体的な取組

### ● 妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない保健・医療の提供

- 不育症に悩む人の、保険適応外の検査・治療に係る費用の一部を助成します。【不育治療助成事業】
- 妊婦が安心して無事に出産を迎えられるように支援するため、妊婦健診等に係る助成金（5万円）を交付します。【妊婦健診支援事業】

○母体の健康を維持して安心・安全に妊娠期を過ごし出産を迎えていただけるよう、産後1か月までの妊産婦を対象に保険適応の医療費自己負担分（3万5千円まで）を助成します。【妊産婦医療費助成】

#### ● 健診・予防接種等の健康等情報のデジタル化及び標準化，母子保健情報のデジタル化

○子育て家庭の状況や相談内容，対応経過等の情報については，母子健康手帳のデジタル化にあわせて，システムで情報共有できる体制の構築に努めます。

#### ● 小児慢性特定疾病・難病を抱えるこども・若者への支援

○小児慢性特定疾病や難病を抱えるこども・若者について，難病等給付金が受けられる取組を継続します。【難病等給付金】

○必要な人へは日常生活用具等の給付が受けられる取組を継続します。【日常生活用具等給付】

### （4）こどもの貧困対策

#### 基本方向

◆全てのこども・若者が，家庭の経済状況にかかわらず，質の高い教育を受け，能力や可能性を最大限に伸ばして，それぞれの夢に挑戦できるようにします。

◆幼児教育・保育の無償化，義務教育段階の就学援助等切れ目のない教育費負担の軽減を図るとともに，親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくり等，生活の安定に資するための支援を進めます。

◆保護者の就労支援において仕事と両立して安心して，こどもを育てられる環境づくりを進めます。

#### 具体的な取組

##### ● 教育の支援

○経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者を援助します。【就学援助】

○塾に通っていない小学生（3～6年）と中学生を対象に，原則毎週水曜日に町内在住の元教員や大学生が指導者となり学習機会を提供します。【水曜日学習会】

##### ● 生活の安定に資するための支援

○食を通じての三世代交流の場やこども食堂の開催や支援について，各地区社協・公民館等に呼びかけます。【食を通じてのこどもの居場所づくり】

○生活困窮者の相談を受けつける窓口を設置し，専門の相談員が就労等の支援や，情報提供を行います。【（県事業）生活困窮者への自立支援相談事業】

○子育てや生活に困難を抱える家庭に対し，関係団体等が連携し適切に支援を行えるよう，こども（18歳まで）及び妊産婦の福祉に関する専門的な相談窓口のこども家庭センターを設置しています。【こども家庭センターの設置】

○妊婦及び0～18歳未満までの町民が，ももっこカードに登録された施設を利用する場合，施設利用料を減免します。

○妊婦及び0～18歳までの希望のあった町民に対し、タクシー料金の助成を行います。【福祉タクシー助成】

### ● 保護者の就労支援、経済的支援

- 生活困窮の状況にある子育て世帯の安定した生活に向けて、就業に必要な技能等の向上や生活設計の形成に向けた支援、各種制度による経済的な支援等を行い、こどもの貧困の負の連鎖の解消を図ります。
- 放課後児童クラブを利用する低所得世帯の保護者負担を軽減します。

## (5) 障害児・医療的ケア児等への支援

### 基本方向

- ◆障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、その発達や将来の自立、社会参加を支援し、障害の有無にかかわらず、安心してともに暮らすことができる地域づくりを進めます。
- ◆医療的ケア児、聴覚障害児等、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化します。
- ◆特別支援教育については、安全・安心に過ごすための環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪とした取組を進めます。

### 具体的な取組

#### ● 障害の有無にかかわらず安心してともに暮らすことができる地域づくり

- 通常学級に在籍する特別な支援を必要とする園児・児童・生徒等のために、保・こ・小・中学校において、特別支援教育の観点を取り入れた授業（ユニバーサルデザイン化された授業）を実施します。【特別支援教育の推進】
- 特別支援教育コーディネーターの指名や、校内委員会の設置などの校内支援体制の一層の充実を図ります。【特別支援教育の推進】
- 発達障害等の診断等を持つ園児・児童・生徒に対し、保護者や福祉部局等と連携して、「個別の教育支援計画」等を作成し、個々の特性に応じた教育・支援を行うとともに、各学校園間・学年間で情報共有を図ります。【個別の教育支援計画の作成】
- 通常の学級に在籍する言語障害や情緒障害の児童を対象に、通うことが難しい児童への配慮も考えた上で通級による指導（通級指導教育）を通し、個別指導を行います。【通級による指導の充実】
- 面接相談、電話相談及び適応指導の機能の充実を図るとともに、教育相談専用電話の活用を含め総合的な相談体制の充実に努めます。【教育相談体制の充実】
- 児童発達支援や放課後等デイサービスの障害児通所支援事業に係るサービスの質・量の確保に努めます。【障害児通所支援事業の充実】

- 育児相談や各健診実施時等に、心身に関する課題について、早期に発見するとともに、成長の様子を確認することで、相談に対応します。【障害の早期発見・早期療育】
- やかげ親子教室の案内や療育機関，医療機関へつなげます。【障害の早期発見・早期療育】
- 言葉の発達専門員を配置し，ことばの遅れや情緒面において気になる子（就学前）を対象に言語相談・指導の充実を図ります。【就学前ことばの発達相談事業】
- 各園において，保育教諭の加配を前提に，発達障害児の受け入れを推進します。また，研修等による保育教諭の資質の向上に努めます。【発達障害児保育事業】
- 医療的ケアが必要な児童等について，相談等によりニーズを把握し，児童やその家族が適切な支援，助言が受けられるよう，サービスや事業所等の情報提供を行います。【医療的ケア児への対応】
- 障害児のいる家庭に対し，入浴，排泄，食事の介護等のサービスを受けた場合に介護給付費を支給します。【ホームヘルプサービス】
- 障害や発達の遅れが見られる就学前の児童が，生活能力向上や集団生活の適応のための訓練等を提供する事業所へ通所した場合に介護給付費を支給します。【児童発達支援】
- 障害や発達の遅れが見られる就学中の児童が，生活能力向上のための訓練や社会との交流体験等を提供する事業所に通所した場合に介護給付費を支給します。【放課後等デイサービス】
- 保護者の病気等により，家庭において保護を受けることが一時的に困難となった障害児が，施設に短期間入所し，入浴・排泄・食事等のサービスを受けた場合に介護給付費を支給します。【ショートステイ】

## ● 障害のあるこども・若者の学びの充実

- 発達障害児を持つ親の会「スマイル」や障害者団体の育成・支援を行います。また，団体と連携して，発達障害児への理解や悩みを持つ親への研修等を行います。【障害児のための団体等育成支援】

## （6）児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

### 基本方向

- ◆児童虐待については，民間団体を含め要保護児童対策地域協議会等の地域のネットワークと一体となって継続的に支え，虐待予防の取組を強化します。
- ◆虐待等により家庭から孤立した状態のこども・若者がそのニーズにあわせて必要な支援を受けられるよう取り組みます。
- ◆社会的養護を必要とする全てのこどもが適切に保護され，心身ともに健やかに養育されるよう，児童養護施設等の子育て短期支援事業（ショートステイ）を検討・実施します。
- ◆施設や里親等の下で育った社会的養護経験者は地域社会とのつながりを持てるよう自立支援を進めます。

◆ヤングケアラーの問題については、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有、連携して、早期発見・把握し、必要な支援につなげていきます。

## 具体的な取組

### ● こども家庭センターの体制構築及び家庭支援の推進

- 児童相談所との連携のもと、児童虐待を防止するとともに、事案発生時に迅速かつ的確に対応するため、こども家庭センターの虐待防止及び早期対応できる体制を構築します。【こども家庭センターの体制構築】
- こども家庭センターを中心に、こども及びその家庭並びに妊産婦を対象に相談支援や関係機関との連絡調整を図るとともに家庭支援を推進します。【家庭支援の推進】

### ● 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦等への支援

- 産婦健康診査の内容を確認し、メンタルヘルスの状況把握、迅速な専門医療機関との連携により産後うつ及び新生児虐待の予防に努めます。【産婦健康診査の実施】
- こどもの発育や健康への不安は、母親本人の健康面や精神面での不安につながります。妊婦または出産前後の不調や不安が強い妊産婦を対象として、希望される方へ、保健師による妊婦訪問、保健師または助産師による新生児・乳児訪問、授乳や育児を支援する産後ケア事業、育児相談事業等を実施します。【母子保健事業の実施】

### ● 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

- こども家庭センターで、妊娠期からの相談・支援を行います。
- 乳児全戸訪問事業・養育支援訪問事業など、家庭を訪問し、虐待の予防や早期発見に努めるとともに、健診未受診者への受診勧奨に努めます。
- 子育て支援センターや各学校園、放課後児童クラブにおいて気になる状況が確認されたら、虐待相談窓口へ情報を伝達し、関係機関との調整を踏まえて、その後の支援につなげます。【虐待の早期発見と予防の推進】
- 年1回「要保護児童対策地域協議会（代表者会議）」を開催し、個人情報取り扱いに配慮し、要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討や活動状況の報告を行います。
- 年3回「実務者会議」を開催し、情報交換や関係機関の役割分担・援助方針の検討など、ひとり親の増加、経済的な問題を抱える家庭、外国籍の保護者への対応等、問題が複雑化していることを踏まえ、個人情報の取り扱いを念頭に被虐待児童及び家庭についての進行管理を行います。【要保護児童対策地域協議会の運営】
- 要保護児童家庭等に対する地域の見守り相談役として民生委員・児童委員等と連携して対応します。また、民生委員・児童委員や愛育委員、保育教諭に対しても児童虐待防止を目的とした対応力向上のための研修を実施します。【要保護家庭等への地域での見守り強化】

○保護者の疾病や仕事等の都合により、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難な状況になった場合等こどもを児童養護施設等で一時的に保護できるよう、子育て短期支援事業（ショートステイ）の検討をし、実施します。【子育て短期支援事業】

### ● 社会的養護経験者等に対する支援

○社会的養護経験者や社会的養護の経験はないが同様に様々な困難に直面している若者には、多職種・関係機関の連携により一人一人段階を経て自立をしていけるような地域社会とのつながりを持てるよう支援します。

### ● ヤングケアラーへの支援

○ヤングケアラーについては、各小中学校の教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、地域の民生委員・児童委員等が連携し、対象家庭の状況把握や見守り、生活に対する助言等に努めるとともに、物理的・心理的負担を軽減するため、家事援助等既存の福祉サービスの利用等につなげていきます。

## （7）こども・若者の自殺対策，犯罪などからこども・若者を守る取組

### 基本方向

- ◆小中高生が誰も自殺に追い込まれることのないよう、自殺総合対策大綱及びこどもの自殺対策緊急強化プランに基づく総合的な取組を健康やかげ21・食育推進計画で継続します。【健康やかげ21・食育推進計画】
- ◆こども・若者の性被害は、潜在化・深刻化しやすいことなどを踏まえ、地域における支援体制の充実を図ります。
- ◆こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体系的な安全教育を推進するとともに、こどもの安全に関する保護者に対する周知啓発を推進します。
- ◆こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援、自立支援の取組を検討します。

### 具体的な取組

#### ● こども・若者の自殺対策

○こども・若者の自殺対策については、自殺に関する情報の集約・分析等による自殺の要因分析や、SOSの出し方や心の危機に陥った友人等からのSOSの受け止め方に関する教育を含む自殺予防教育を検討します。また、1人1台端末の活用による自殺リスクの早期発見、電話・SNS等を活用した相談体制の整備等を検討します。

#### ● こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

○こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や、情報リテラシーの習得支援、こどもや保護者等に対する啓発等の環境整備に努めます。

## ● 子ども・若者の性犯罪・性暴力対策

○子ども・若者への加害の防止，相談・被害申告をしやすくする取組，被害当事者への支援，継続的な啓発活動の実施等，総合的な取組に努めます。

## ● 生命（いのち）の安全教育の推進

○生命を大切にし，子どもを性暴力・性犯罪の加害者，被害者，傍観者にさせないための学校園における生命の安全教育に努めます。

## ● 子ども・若者が相談しやすい体制の整備

○相談窓口の周知や子ども・若者が相談しやすいSNS等の活用を推進します。

## ● 犯罪被害，事故，災害から子どもを守る環境整備

○子どもの生命を守り，犯罪被害や事故，災害からの安全を確保することが全ての子どもが健やかに育つための考えのもと，有害環境対策，防犯・交通安全対策，事故防止，防災対策等を進めます。

## ● 非行防止と自立支援

- 保・こ・小・中学校において，交通安全教室を開催します。【交通安全教室の開催】
- 「矢掛町地域防災計画」に基づき，全戸配布している「防災ガイドブック」や「避難勧告等の判断基準と伝達&要援護者避難支援プラン」などを用いて，「自分の安全は自らが守る」という意識の啓発を高めるとともに，日頃から避難ルートや避難場所などの周知を行います。あわせて，避難情報等，国の制度改正の度に，住民に周知の徹底を図ります。【地域防災計画の推進】
- 園において災害時には，家庭との連携が不可欠であり，年に1回以上は，保護者と一体となった避難訓練の実施をします。【各園における保護者と一体となった避難訓練の実施】
- 合同補導，下校時の巡回補導，高校生を対象とした列車補導を警察署と連携して実施します。【青少年育成センター】
- 安全・安心な小学生の登下校の支援を継続して行えるよう，地域ボランティア，青色防犯パトロール隊等の地域のこどもの見守隊による協力のもと推進します。【地域による小学生登下校の安全・見守り支援】

### (1) こどもの誕生前から幼児期まで

#### 基本方向

- ◆不妊症、妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を図ります。
- ◆こどもの心身の状況や、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、こどもの誕生前から幼児期までの育ちをひとしく、切れ目なく支援します。
- ◆こどもの育ちそのものと密接不可分な保護者・養育者支援のため、保育士、保育教諭等の人材育成・確保に努めます。

#### 具体的な取組

##### ● 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

- 産後ケアが可能な機関等と町が契約し、契約した機関等への宿泊等により、産後ケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制を確保します。【産後ケアの推進】
- 子育て支援サポーターの定期的な養成を行い、修了者には町シルバー人材センターに登録をしていただき、子育て世帯の支援を行います。【子育て支援サポーター養成・登録支援】
- 妊産婦を対象とした医療機関における健康診査<sup>\*</sup>については、健康診査依頼票等を交付し、安心して出産できるように支援します。【妊産婦健康診査】  
※健康診査：妊婦一般健康診査、妊婦超音波検査、妊婦血液検査、妊婦クラミジア抗原検査、B群溶血性レンサ球菌（GBS）検査、妊婦歯科健康診査、産婦健康診査
- 高齢初産婦等ハイリスク妊婦・特定妊婦や身近に子育て支援者がおらず、増加傾向にある夫婦のみで子育てをしている家庭への丁寧な対応に努めます。
- 乳児全戸訪問事業・養育支援訪問事業等を通じて、母親の健康状態とこどもの発育状態の確認と支援を実施するとともに、育児相談等サービスの紹介を行います。【母子訪問指導】
- 乳児全戸訪問時に、町内の店舗で使用可能な「おむつ券」を進呈し、子育て世帯の経済的支援を行います。【こんにちは赤ちゃんチケット】
- 1歳未満の乳児を対象とした医療機関における健康診査依頼票を交付し、少子化の中で乳児の成長・発達を支援します。また、受診率の向上を図るため、出生届提出時に資料を配布するなど啓発活動を行います。あわせて、要観察乳児や要精密検査により精密検査依頼票が発行された乳児へのフォロー体制の充実に努めます。【乳児健康診査】
- 1歳6か月児、3歳児を対象に健康診査を実施し、成長・発達を支援するとともに、保育園等と協力して未受診児に対しての受診勧奨を実施します。  
【幼児健康診査】
- 「予防接種法」に基づき、関係機関との連携を強化し、乳幼児・小中学生に対し

- て予防接種の接種勧奨を実施し、感染症の予防を図ります。【予防接種】
- 幼児のむし歯予防を目的に2歳児とその保護者を対象に、歯科健診、はみがき指導、フッ素塗布等を実施します。【2歳児歯科健診】
  - 身体測定、育児相談、離乳食相談等を毎月1回行い、乳幼児の健康発達を支援するとともに、発達が気になるこどもに対しては「やかげ親子教室」を紹介する等必要な支援につなげます。【育児相談】
  - 4～6か月のこどもを対象に、月齢に合った成長と育児のポイント、離乳食、口腔機能の発達とむし歯予防を含めたアドバイスや図書館司書によるブックスタートによる子育て支援を行います。【すこやか学級】
  - 医師会など関係機関との連携により、休日・夜間に安心して医療が受けられるよう、小児医療体制の充実を図ります。【小児医療体制の周知（＃8000）】
  - 新生児期から小児科のかかりつけ医を持ち、乳児健診や予防接種等こどもの健康管理が行えるよう、出生届出時面接や育児相談等の機会を通じて助言します。【かかりつけ医を持つことの啓発、乳児健診・予防接種の受診勧奨】
  - 出産届出時面接や広報等を通じ＃8000の周知を推進します。【小児医療体制の周知（＃8000）】
  - 毎月1回、子育て支援メールを会員に配信するとともに、イベント時には臨時で子育て支援メールを配信します。また、町内のイベントや当番医、健康情報などの情報提供を行います。【子育て支援メールの配信】
  - 地域活動、幼児健診、すこやか学級を通じて、バランスの良い食事や間食のとり方等を指導・啓発します。また、各園では、野菜の栽培を通じて、それを給食に提供することで自然の恵や感謝の心を育てます。【就学前の食育】
  - 外国人の妊婦に対して、外国語による母子健康手帳の情報を提供します。【外国籍の妊産婦・幼児及び保護者への支援・配慮】
  - 育児相談や幼児健診時において、事故防止のパンフレットや注意喚起を行います。また、小児救急医療のポスターの掲示や相談窓口の連絡先シールを設置し情報提供を行います。【乳幼児事故防止等啓発の推進】

## ● こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の補償と遊びの充実

- こどもの発達や学びの連続性を確保する観点から、保育・幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、保育園・認定こども園・小学校（以下、「保・こ・小」）の連携を推進します。【保・こ・小連携の推進】
- 保・こ・小で英語指導助手による英語学習を行い、系統的な英語への興味関心を深めます。保育園・認定こども園についてはYAKAGEプランに基づいての英語レッスンの開催頻度の充実に努めます。【系統的な英語学習の実施】
- 特別な支援を要する園児・児童・生徒に対して、個に応じた教育・支援を一層充実させるため、各学校園の実態に応じて、教員と連携して生活・学習の支援を行う教育支援員を配置します。【教育支援員の配置】
- 子育て支援センターは、現在、不定期で土曜日を開所しています。土日等の開所に向けては、人材確保や委託も含め研究します。【子育て支援センターの土日等の開所】

○地域全体で子育てを支援する基盤の整備を図るため、やかげっ子の会、あおぞらキッズの開催、相談事業、子育て支援メールの配信、親子のふれあいの場の提供など、子育て支援に関わる各種の業務を行います。【地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の充実】

○公園は、こども達がのびのびと遊べる空間であり、町民にとっても憩いの空間です。児童遊園（ネバーランド）等の整備や身近な自然とふれあえる自由な遊び場を確保します。また、矢掛町総合運動公園は、幼児から高齢者まで幅広い世代が利用しやすい施設として、今後も利用者が増えるよう努めます。【公園の整備・管理】

## （２）学童期・思春期

### 基本方向

- ◆学校はこどもにとって大切な居場所の一つであり、こどもの最善の利益の実現を図る観点等から公教育を充実させ、学校生活をさらに質の高いものとします。
- ◆公共施設等が地域にある多様な居場所となるよう取り組みます。
- ◆休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう小児医療体制の充実を図ります。
- ◆こども・若者が自らの発達に応じて、性に関する科学的知識、性情報への対処等、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援に努めます。
- ◆様々な仕事・模範とする人等に触れる機会、社会人との交流の場、乳幼児と触れ合う機会等を創出し、こども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供に取り組みます。
- ◆学校等でのいじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進等、いじめ防止対策を検討します。
- ◆不登校のこどもの意見も聴きながら、不登校傾向を含めた不登校のこどもへの支援対策全体について検討します。

### 具体的な取組

#### ● こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の充実等

- こどもの発達や学びの連続性を確保する観点から、保育・幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、保・こ・小の連携を推進します。【保・こ・小連携の推進】（再掲）
- 保・こ・小で英語指導助手による英語学習を行い、系統的な英語への興味関心を深めます。【系統的な英語学習の実施】（一部再掲）
- 特別な支援を要する園児・児童・生徒に対して、個に応じた教育・支援を一層充実させるため、各学校園の実態に応じて、教員と連携して生活・学習の支援を行う教育支援員を配置します。【教育支援員の配置】（再掲）
- 中学校進学を見据え、合同授業の拡充や合同での学校事業等を推進します。【小学校・中学校連携の推進・強化】
- 各学校では、指導法の改善に向けて職員研修を行います。学校間で授業の公開や

体験的な活動の取り入れ，個に応じた指導や評価の工夫等を踏まえ，児童・生徒一人一人の良さや可能性を伸ばし，自ら学ぶこどもの育成を図ります。

【校内研究】

- 算数（数学）科・英語科の学習を中心に少人数指導やチーム・ティーチングなどの複数教員による指導形態の工夫・改善を行い，個に応じた指導を行い学力向上に努めます。【指導形態の工夫・改善】
- 基本的な内容の定着を図るとともに，地域のボランティアやオンラインドリル学習（タブドリLive）を効果的に活用します。【個別補充学習の実施】
- 中学校のテストについては，中間・期末テストから単元テストに移行しており，テスト期間に関係なく，町全体で家庭学習強化期間に取り組める体制づくりに努めます。【家庭学習強化期間の実施】
- 地域と高校が一体となって成長することができるように，本町では，以下の取り組みを行うことで，矢掛高校への継続した支援を行います。
  - ・矢掛高校へ地域共同活動コーディネーターを設置することで，地域と協働した教育活動を推進しています。
  - ・矢掛高校の存続，振興及び発展に寄与することを目的とし，被服費，端末費，通学費，通塾費，資格試験・検定・学力向上等特別講義等の補助を行っています。
  - ・今後も矢掛高校を継続して支援していく上で，安定した財源を確保することを目的として，国の企業版ふるさと納税制度を活用しています。【矢掛高校魅力化推進事業】
- 地域と高校が協力し合い，相互に発展していくことを目指し，本町と矢掛高校が包括協定を締結しました。協定に基づき，矢掛高校生が地域のイベントやプロジェクトに積極的に参加し，地域の発展に貢献する等まちづくり，地域活性化，人材育成，教育の魅力づくり推進等の分野で連携協力していきます。【矢掛町と矢掛高校の包括協定締結】
- 保護者代表，地域住民，地域学校協働活動推進員等が学校運営に参画し，教育委員会または校長に対して意見を述べることにより，地域から支援を受けやすい体制づくりに努めます。【学校運営協議会（コミュニティースクール）】
- 働き方改革，授業時数削減といった状況も踏まえつつ，保護者・地域住民への授業公開に努めるとともに，地域ボランティアの活用を推進し，地域と一体となった教育の推進に努めます。【授業公開と地域の人材活用】
- 学校を核とした地域づくりを目指して学校・家庭・地域が共通の目標を持ち，一体となって，かつ，推進員のバックアップ体制の構築や推進員，及び地域ボランティアの人材育成も念頭に双方向の連携・協働型の地域ぐるみで子育てに努めます。【地域学校協働本部事業（地域学校協働活動推進員）】
- 児童生徒の学習習慣の定着と基礎学力の向上を図るため，自学自習の場を提供します。【夏休み学習会】
- 夏季休暇中の中高生を対象に，活動場所，スケジュール等の事前情報を共有した上で，町内施設でボランティア活動をし，福祉の仕事を学ぶ機会を設けます。【夏のボランティア体験】

- こどもを産み育てることの意義、いのちや家庭の大切さを理解できるよう、中高大学生に、ボランティア等の機会を利用して、乳幼児等とふれあえる機会を提供します。【次代の親の育成】
- 各園で実習生を受け入れ、保育を行う機会を設けます。【次代の保育士の育成支援】
- 職場体験を通じて、中学校におけるキャリア教育を行います。【キャリア教育の推進】
- こどもの心身ともに健やかな発育と健康生活に寄与できるよう、安全・安心の学校給食を提供するとともに、より良い食生活習慣の形成のために学校給食や保護者への啓発などを通して食育を推進します。【学校給食などによる食育の推進】
- 生産現場と食卓との距離を縮め、生産者の顔が見える新鮮で安心できる農産物を提供し、農林業や食べ物への理解を深めるため、青空市場等での購入や各学校園の給食での使用を推進します。【地産地消の推進】
- 学校給食においては町内産野菜を多く取り入れた「お楽しみ給食」を通して実施し、地産地消について理解を深めるとともに、残食ゼロを目指しています。【地産地消の推進】
- 外国籍の児童生徒の学校におけるコミュニケーションの支援や、学校と保護者との間で通訳を行います。【教育支援員（通訳可能な人）の配置】
- 外国籍の幼児・小学生の就園や就学の手続きに関して、翻訳機やパンフレットにより、十分内容の理解ができる丁寧な情報発信を行います。【外国籍の小学生及び保護者への支援・配慮】
- 保・こ・小・中学校・こどもみらい課・教育課から保護者へきめ細やかな情報や不審者情報等を伝達するシステムを整備します。【学校園情報配信メール（小学校）】【キッズビュー（保育園・認定こども園）】
- 警察署と連携し、インターネットモラル、薬物乱用防止等については、インターネットを「制限」する内容を主眼とした「インターネットモラル教室」とインターネットを「活用」する内容を主眼とした「デジタルシティズンシップ教育」を各学校で実施します。【非行防止教室】

## ● 居場所づくり

- 地域の公民館等において、地域の人を中心となり、放課後や週末のこどもの居場所づくりを行うとともに交流を促進します。【放課後子ども教室】
- 総合運動公園やB&G海洋センターを活用し、陸上、水泳、ダンス等の教室を開催するとともに、町民レクリエーション大会・ニュースポーツ大会等を開催し、ニュースポーツに親しむ機会を設けます。また、家族ぐるみで行えるスポーツの普及にも努めます。【スポーツ教室開催】
- 中学生の受け入れも含め継続的な団員の確保を念頭に、剣道、柔道、サッカー、水泳、海洋、ソフトボール、バレーボール少年団等の組織で、こどもの体力と運動能力の向上を図ります。【スポーツ少年団の育成】
- 放課後児童クラブにおいては、以下の取組を継続して推進します。

- ・授業終了後に、就労などで家庭に親のいない小学生の健全育成を推進するとともに働く親の不安解消を図ります。
- ・教室等の状況を的確に把握するため教育課，こどもみらい課，放課後児童クラブで定期的な協議を行い，余裕教室の活用や新たな場所の確保を進めます。また，実施においては，小学校と必要な情報共有を行い，連携して取り組みます。
- ・児童が主体的に活動内容に取り組めるよう，異学年による話し合いの場や交流の機会を持ち，健全な育成を図ります。また，公民館等で活動の取り組みを発表したり，地域の人に活動内容を周知したりします。
- ・地域の実情に応じた開所時間の変さらに取り組みます。
- ・研修を通じて支援員等の資質の向上を図るとともに，支援員等の処遇改善に引き続き取り組みます。
- ・特別の配慮を必要とする児童については，支援員等の加配ができるよう継続して取り組みます。
- ・閉所中の美川小学校区の児童クラブについては，毎年利用希望調査を行い，他の児童クラブと連携を図り進めます。
- ・放課後児童クラブの中には「放課後子ども教室」と「一体型」で運営しているクラブもあります。今後も学習活動や体験活動等を連携して行っていきます。
- ・放課後児童クラブの運営委員会のあり方等民間委託も視野に入れた運営について研究します。

○中学生以上の思春期のこども達については，いつでも行ける場所，友だちと集まって過ごせる等ありのままの自分がだせる場所等の環境づくりを検討します。

## ● 小児医療体制・こころのケアの充実

- 思春期のこども達が母性保護に関する正しい知識を習得し，適切に対応できるよう，学校や地域と連携しながら啓発活動，環境づくりに努めます。
- 中学校2年生を対象に，いのちを大切にす「生と性」の思春期講座を実施するとともに，薬物や喫煙，飲酒，悩んだときのSOSの出し方に関する保健指導，相談窓口の情報提供に取り組みます。

## ● 必要となる知識に関する情報の提供や教育

- こども・若者が，学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら，社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する情報提供を推進するとともに，職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動を効果的に活用します。

## ● いじめ防止

- 学校において，いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに，道徳科や学級・活動等におけるこども主体でのいじめ防止に資する取組の実施，いじめの積極的な認知と早期の組織的対応，相談先の確保，関係機関等との連携の推進等，いじめ防止対策に努めます。

## ● 不登校のこどもへの支援

- 長期欠席をしている小中学生を対象に、学習の援助をしながら学校に復帰できることを目標に支援します。【教育支援センター（ひまわりの家）】
- 教室に入りづらい児童生徒の居場所確保のため、小中学校では児童のプライバシーに配慮した居場所の確保や、「心の教室」を設置することで教室への復帰につなげていきます。【心の教室】
- 児童・生徒の実態をしっかり把握し、悩みの相談を受け、自立を援助します。教職員、家庭、地域社会との協力連携を図り、保護者の相談や訴えに対応し、援助に努めます。【スクールカウンセラー事業】
- 教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーが不登校等の課題を抱える児童生徒や保護者に対する対応を行っています。【スクールソーシャルワーカー配置事業】

## (3) 青年期

### 基本方向

- ◆青年期の若者が、自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や若者に対する相談支援に努めます。

### 具体的な取組

#### ● 就労支援

- 働くことについて様々な悩みを抱えている15歳～39歳の若者に対し、専門スタッフが就労支援に向けてサポートします。【(国事業)地域若者サポートステーション(就労支援)】
- 就職活動段階においては、地方から本町に関心を示す青年層を対象に、事業者、ハローワーク等との連携により、就労環境等のPRに努めます。
- 新規学卒就職者等が集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援を行います。

#### ● 結婚を希望する方への支援・結婚に伴う新生活への支援

- 県や近隣市町と連携し、出会いの機会を支援します。【出会いの機会への支援】
- 結婚した町民へ祝金を交付することにより、若者の定住を促進し、町の活性化を図ります。【結婚祝金】
- 定住人口増加と少子化対策を目的に、町内に新たに新築する人に対し、住宅建設費等を助成します。【定住促進助成金】

#### ● 相談支援体制の充実

- ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実に努めます。

## 計画の柱3 子育て当事者への支援に関する施策

### (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

#### 基本方向

- ◆ 幼児教育・保育料の無償化や高校等の授業料支援等、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を実施します。
- ◆ 児童手当について、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援として充実に努めます。あわせて、医療費等の負担軽減に努めます。

#### 具体的な取組

##### ● 高等教育費の負担軽減

- 教育費の負担軽減が喫緊の課題とされる高等教育について、授業料等減免や奨学金制度の充実、授業料後払い制度の本格導入等、国、県の動向を見ながら町としての取組を検討します。

##### ● 児童手当の拡充

- 高校3年生までの児童を養育している保護者に支給します。【(国制度) 児童手当支給事業】

##### ● 医療費等の負担軽減

- 新生児の誕生をお祝いし、誕生祝金によって子育て世代の経済的支援を行います。【誕生祝金】
- 身体の発育が未熟なままで生まれ、医師が入院を必要と認めた乳児に対して、その治療に必要な医療費の一部を公費負担します。【未熟児養育医療事業】
- 18歳年度末(高校3年生)までの小児医療費を助成し、こどもの保健向上と児童福祉の増進を図ります。【小児医療費助成事業】
- 0歳児からの保育料を無償化し、子育て世代の経済的支援を行います。【保育園・認定こども園保育料無償化】
- インフルエンザ、おたふくかぜ助成を行います。【予防接種費用の助成事業】
- 小中学校への入学をお祝いし、家庭の経済的負担を軽減します。【小中学校への入学祝金】

### (2) 地域子育て支援、家庭教育支援

#### 基本方向

- ◆ 全てのこどもと家庭を対象として、こどもとの関わりの工夫、体罰によらない子育てに関する啓発虐待予防の観点から地域のニーズに応じた様々な子育て支援に努めます。

- ◆「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく日常生活を営む上で困難な問題を抱える母親の福祉の増進を図るための支援施策も検討します。
- ◆保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うため保護者に寄り添う家庭教育支援に努めます。

## 具体的な取組

### ● 地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進

- 企業・事業所内の保育施設の整備促進や制度についての情報提供を行います。また、幼児教育無償化により、認可外保育施設等との連携を行います。【企業（事業所）内保育施設との連携】
- 保護者の疾病等の理由により家庭における保育が一時的に困難となった場合に、各園において保育を実施することによって、子育て家庭への支援及び児童の福祉の増進を図ります。【一時預かり事業】
- 保護者の就労等の理由により、認定こども園において、平日の教育時間終了後及び長期休暇に預かり保育を行います。【認定こども園における短時間利用の預かり保育】
- 育児の援助を受けたい人と、行いたい人で相互に援助を行うことにより、急な残業やこどもの病気等による変動的・変則的な保育に対応することで、就労者が仕事と家庭を両立し、安心して働けるよう支援します。矢掛町には会員組織はないため、委託を含め継続して検討します。【ファミリー・サポート・センター事業】
- 通常保育を超える保育需要への対応として延長保育を実施します。【延長保育事業】
- 保護者の勤務等により土曜日等においても、こどもの保育が必要となる場合に対応します。休日については継続して検討します。【土曜日保育事業】
- 保育園・認定こども園・小学校に通園通学している児童等が病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間、その児童を広域利用が可能な病院等に付設された専用スペース等において一時的に預かりを行います。【病児・病後児保育事業】
- 多様な保育サービスを提供するため、研修等に参加し、保育教諭間で共有し、保育教諭の資質の向上に努めるとともに、課題に対して町内全体研修を企画し、保育教諭全体の資質向上に努めます。【保育教諭研修の実施】
- 園長経験者により、各園を巡回し、保育士・保育教諭の育成に努めます。【保育士指導員による巡回指導】
- 個別の関わりが必要なこどもについて、関係施設から専門の相談員が来園し、見立てや集団の中で可能な個別の関わり方についての助言を受け、保育教諭の専門性や教育保育の質の向上に努めます。【個別支援教育・保育研修の充実】
- 安定的に保育教諭が採用でき、安心して働くことができるよう、処遇の改善や働く環境の改善を行います。【保育教諭の処遇・働く環境改善】
- 保育教諭の負担軽減と園児の安全な保育生活のために、補助員を配置します。【保育補助員の配置】

- 子育て支援メール配信等による広報活動や各種事業への勧誘，活動の場の提供などを通じて子育てに関する仲間づくりや親子の交流等を支援します。【子育てに関する支援】
- 保育園・認定こども園では，各園の地域のボランティア（清掃活動・読み聞かせ・農業体験等）の協力を得て，行事等を実施しており，今後も地域の特性を生かし，地域ぐるみで就学前教育保育を継続して実施します。【保育園・認定こども園における地域ボランティアと連携】
- 幼児健診，育児相談等において，愛育委員にボランティアとして協力していただき，子育て世帯の支援を行います。
- 子育て支援サポーターの定期的な養成を行い，修了者には町シルバー人材センターに登録をしていただき，子育て世帯の支援を行います。【子育て支援サポーター養成・登録支援】（再掲）

## ● 家庭教育支援

- 幼児とその保護者を対象に子育ての不安等に対する相談・支援の場を提供します。【やかげ親子教室】
- 家庭や地域を取り巻く社会の変化に対応し，家庭や地域の教育力の充実を図るため，保・こ・小のそれぞれで教職員の理解のもと，家庭教育学級を実施します。また，地域の方を積極的に活用するなど，活力ある地域コミュニティを形成します。【家庭教育学級】
- 「親育ち応援学習プログラム」の内容刷新を踏まえ，保・こ・小・中学校の保護者等が，互いに子育てについて学び，親として育ち合うことで家庭教育力の向上を図る，参加者が主体となる参加型の親育ち応援学習講座を開催します。【親育ち応援学習講座】

## （3）子育てと仕事の両立支援

### 基本方向

- ◆就労環境における女性に一方的に負担が偏る状況を解消し，女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう，関係機関との連携により，事業者向けの啓発等を検討します。

### 具体的な取組

#### ● 子育てに配慮した環境づくり

- 父親とこどものふれあい体験事業を通じて，父親同士の交流を深めるとともに，子育て情報や子育てのポイントを学ぶ機会とします。【父親の子育て参画事業】
- 父子の料理教室を定期的で開催し，親子の交流を図ります。【父親の子育て参画事業】
- カップルや夫婦がより良い生活ができるよう「矢掛みらい家事シェアシート」の普及に努めます。【男女がともに担う家事・育児・介護等の促進】
- 若い世代の参加がしやすい環境づくりも含めた男女共同参画セミナー等を開催し，男女がともに家庭責任を担う意識啓発を行います。【男女がともに担う家事・

### ● 柔軟な働き方の推進

- 男女がともに家庭生活・地域活動・職業生活を両立できる環境を整えるため、矢掛町男女共同参画プランの周知を図り、男女の固定的な役割分担意識を解消し、男女がともに家事や育児等の家庭責任を担うという意識啓発を行います。【男女共同参画の推進】
- 次世代育成支援推進法，男女雇用機会均等法，労働基準法，育児・介護休業制度等の情報提供を行います。【企業に対し，仕事と子育ての両立のための啓発・情報提供の推進】

## (4) ひとり親家庭への支援

### 基本方向

- ◆ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため，児童扶養手当等による経済的支援のほか，各家庭の親子それぞれの状況に応じて，生活支援，子育て支援等が適切に行われるような取組を検討します。

### 具体的な取組

#### ● ひとり親家庭等自立促進に関する施策

- ひとり親家庭等の児童の福祉の増進を図るため，父母等に手当を支給します。【(国制度) 児童扶養手当支給事業】
- ひとり親家庭等の親及びその子に対する医療費の一部を助成します。【ひとり親家庭等医療費助成事業】
- ひとり親家庭等の人を対象に生活や就学に必要な資金の貸付を行います。【(県事業) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度】

#### ● 親子交流・養育費の確保

- こどもの最善の利益のために，親の責務を果たしていく重要性について地域への啓発に努めるとともに，当事者に対して，離婚前・離婚直後から，養育費や面会交流の取り決めと継続的な履行が確実に行われるよう，専門的な相談，伴走支援に努めます。

## 第5章 施策の指標一覧

※パブリックコメント後，素案確定時に掲載します。

## 第6章 量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、教育・保育事業の需要量の見込みと確保方策に関する計画について、その提供区域を以下のように設定し、国の「基本指針」に定められた教育・保育及び地域子育て支援事業の確保の内容と実施時期について定めます。

### 1 教育・保育の提供区域の設定

第2期子ども・子育て支援事業計画と同様、矢掛町全域を提供区域として定めます。

### 2 定期的な教育・保育事業の量の見込みと確保方策

区分	対象		該当する施設
1号認定	3-5歳	専業主婦（夫）家庭 教育利用	認定こども園
1号認定 （新2号認定）	3-5歳	共働き等家庭等であっても、教育利用のみを希望する家庭	認定こども園
2号認定	3-5歳	共働き家庭等 教育・保育利用	保育園・認定こども園
3号認定	0-2歳	共働き家庭等 保育利用	保育園・認定こども園

#### 1号認定【3～5歳】（認定こども園）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
実績・実績見込	34	38	31	25	18
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
需要量の見込み	15	12	12	12	11
供給量（確保方策）	15	12	12	12	11

#### 2号認定【3～5歳】（認定こども園・保育園）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
実績・実績見込	239	247	247	243	246
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
需要量の見込み	230	232	219	223	213
供給量（確保方策）	245	246	246	246	247

3号認定【1・2歳】（認定こども園，保育園）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
実績・実績見込	145	139	134	129	130
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
需要量の見込み	136	130	127	126	125
供給量（確保方策）	136	138	138	138	138

3号認定【0歳】（認定こども園，保育園）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
実績・実績見込	23	16	19	24	26
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
需要量の見込み	26	27	28	28	29
供給量（確保方策）	38	38	38	38	38

### 3 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

#### (1) 子ども・子育て支援事業の考え方

国の指針に定められている子ども・子育て支援事業は、以下の19事業です。それぞれの事業について、「量の見込み」に対する確保内容と実施時期を定めます。なお、今後は毎年推進状況を確認し、実際の利用状況や社会・経済情勢の変化に応じて見直しを行うなど柔軟な対応を図ります。

①利用者支援事業	⑩病児保育事業
②地域子育て支援拠点事業	⑪放課後児童健全育成事業
③妊婦健康診査	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
④乳児家庭全戸訪問事業	⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業
⑤養育支援訪問事業	⑭子育て世帯訪問支援事業
⑥子育て短期支援事業	⑮児童育成支援拠点事業
⑦ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	⑯親子関係形成支援事業
⑧一時預かり事業	⑰妊婦等包括相談支援事業
⑨時間外保育事業	⑱乳児等通園支援事業
	⑲産後ケア事業

#### (2) 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

##### ①利用者支援事業

###### 事業概要

こどもや保護者が、教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業及びその他の子育てサービスの中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供・相談対応等の支援を行う事業です。

###### 需要量の見込みと供給量

母子保健型(箇所数)	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
実績・実績見込	0	1	1	1	1
母子保健型(箇所数)	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
需要量の見込み	1	1	1	1	1
供給量(確保方策)	1	1	1	1	1

## ②乳児家庭全戸訪問事業

### 事業概要

すべての乳児のいる家庭に保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報の提供、親子の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談対応や助言を行う事業です。

### 対象年齢

0歳児

### 単位

人/年

### 需要量の見込みと供給量

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
実績・実績見込	92	71	64	60	60
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
需要量の見込み	63	62	61	60	60
供給量(確保方策)	63	62	61	60	60

## ③養育支援訪問事業

### 事業概要

乳児家庭全戸訪問事業やその他の事業により把握した、養育を支援することが特に必要と認められる児童・保護者に対して、養育に関する相談、指導、助言、その他の必要な支援を行う事業です。

### 対象年齢

0歳児～6歳児(就学前)

### 単位

人日/年

### 需要量の見込みと供給量

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
実績・実績見込	4	25	10	13	15
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
需要量の見込み	17	19	21	22	24
供給量(確保方策)	17	19	21	22	24

## ④妊婦健康診査

### 事業概要

母子保健法の規定に基づき、妊婦に対して健康診査を実施する事業です。

### 対象年齢

妊婦

### 単位

人/年

需要量の見込みと供給量

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
実績・実績見込	78	64	56	58	60
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
需要量の見込み	62	61	60	60	60
供給量(確保方策)	62	61	60	60	60

⑤時間外保育事業(延長保育)

事業概要

保育園・認定こども園において、通常の保育時間を延長して、保育業務を実施する事業です。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人/年

需要量の見込みと供給量

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
実績・実績見込	20	22	32	42	43
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
需要量の見込み	46	49	51	55	57
供給量(確保方策)	46	49	51	55	57

⑥放課後児童健全育成事業

事業概要

小学校授業終了後に、適切な遊び及び生活の場を提供し、保護者が昼間家庭にいない小学校児童の健全育成を推進するとともに、働く親の不安解消を図ります。

対象年齢

1年生～6年生

単位

人/年

## ⑥－1 低学年

### (1) 常時利用

#### 需要量の見込みと供給量

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
実績・実績見込	82	75	89	92	98
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
需要量の見込み	99	100	99	94	96
供給量(確保方策)	99	100	99	94	96

### (2) 一時利用

#### 需要量の見込みと供給量

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
実績・実績見込	56	68	60	65	72
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
需要量の見込み	76	80	77	71	71
供給量(確保方策)	76	80	77	71	71

## ⑥－2 高学年

### (1) 常時利用

#### 需要量の見込みと供給量

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
実績・実績見込	29	34	32	25	23
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
需要量の見込み	23	23	24	23	23
供給量(確保方策)	23	23	24	23	23

### (2) 一時利用

#### 需要量の見込みと供給量

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
実績・実績見込	40	37	42	50	49
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
需要量の見込み	52	54	57	55	54
供給量(確保方策)	52	54	57	55	54

### ⑦子育て短期支援事業（ショートステイ）

#### 事業概要

保護者の疾病や仕事等の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合や、配偶者からの暴力により緊急保護が必要な場合に、児童等を児童養護施設等で一時的に保護するものです。

#### 対象年齢

0歳児～18歳未満

#### 単位

人/年

#### 需要量の見込みと供給量

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
実績・実績見込	0	0	0	0	0
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
需要量の見込み	3	3	3	3	3
供給量（確保方策）	委託契約を行い、対応				

### ⑧地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）

#### 事業概要

乳幼児及びその保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育ての交流・相談・情報の提供を行う事業です。

#### 対象年齢

主として0歳児～おおむね3歳未満児

#### 単位

人日/年

#### 需要量の見込みと供給量

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
実績・実績見込	3,450	3,320	3,802	4,416	4,500
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
需要量の見込み	4,600	4,784	4,784	4,784	4,784
供給量（確保方策）	4,600	4,784	4,784	4,784	4,784

### ⑨一時預かり事業

#### ⑨-1 一時預かり事業（幼稚園型）

#### 事業概要

保護者の就労、疾病、家族の介護等により、一時的に家庭保育が困難となった幼児について、預かり保育を行う事業です。

#### 対象年齢

3歳児～5歳児

単位

人日/年

需要量の見込みと供給量

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
実績・実績見込	6	7	7	3	7
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
需要量の見込み	7	7	7	7	7
供給量(確保方策)	7	7	7	7	7

### ⑨-2 一時預かり事業(一般型)

事業概要

理由を問わず、保護者が子どもを保育できないときに、保育園・認定子ども園で一時的に子どもを預かる事業です。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人日/年

需要量の見込みと供給量

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
実績・実績見込	194	684	185	119	150
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
需要量の見込み	153	153	143	144	136
供給量(確保方策)	153	153	143	144	136

### ⑩ 病児・病後児保育事業

事業概要

保育園、認定子ども園、小学校に通園・通学している子どもが、病気や病気回復期のために集団保育が困難で、保護者が家庭で保育できない場合に、医療機関や保育施設等に付設された専門スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。

対象年齢

0歳児～6年生

単位

人日/年

需要量の見込みと供給量

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
実績・実績見込	3	3	8	7	26
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
需要量の見込み	30	30	30	30	30
供給量（確保方策）	委託契約を行い、対応				

⑪子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業概要

臨時・一時的な保育ニーズに対応するため、地域においてこどもの預かり等の援助を行う人、援助を受けたい人からなる会員組織による相互援助活動を行う事業です。

対象年齢

0歳児～6年生

単位

人日/週

⑪-1 就学前

需要量の見込みと供給量

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
実績・実績見込み	—	—	—	1	1
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
需要量の見込み	1	1	1	1	1
供給量（確保方策）	広域で対応				

⑪-2 小学生

需要量の見込みと供給量

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
実績・実績見込	—	—	—	1	1
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
需要量の見込み	1	1	1	1	1
供給量（確保方策）	広域で対応				

## ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 事業概要

保護者の世帯所帯の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用などを助成します。

### 供給体制

今後、国の指針等に基づき取り組んでいきます。

## ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

### 事業概要

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図ります。

### 供給体制

今後、国の指針等に基づき取り組んでいきます。

## ⑭子育て世帯訪問支援事業

### 事業概要

児童相談所から引き継いだ児童がいる世帯、怠慢・拒否（ネグレクト）、保護者の育児疲れや育児不安、ヤングケアラー、特定妊婦など本事業による支援を必要とすることが見込まれる世帯への訪問し支援を行います。

### 需要量の見込みと供給量

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	10	9	9	9	9
確保方策（延べ人数）	25	25	25	25	25

## ⑮児童育成支援拠点事業

### 事業概要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

### 需要量の見込みと供給量

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み（実人数）	35	35	35	35	35
確保方策（実人数）	35	35	35	35	35

## ⑯親子関係形成支援事業

### 事業概要

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

### 需要量の見込みと供給量

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み(実人数)	13	13	13	13	13
確保方策(実人数)	委託契約を行い、対応				

## ⑰妊婦等包括相談支援事業

### 事業概要

妊婦とその配偶者等に対して面接等により情報提供や相談等(伴走型相談支援)を行う事業です。

### 需要量の見込みと供給量

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	妊娠届出数 62人	61人	60人	60人	60人
	1組当たり面談回数 3回	3回	3回	3回	3回
	面談実施合計回数 186回	183回	180回	180回	180回
確保方策(こども家庭センター)	270回	270回	270回	270回	270回
確保方策(上記以外で業務委託)	0回	0回	0回	0回	0回

## ⑱乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

### 事業概要

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付事業です。

### 需要量の見込みと供給量

		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
0~2歳児	量の見込み	-	270時間	250時間	240時間	220時間
	確保方策(人数/日)	-	10	10	10	10

## ⑩産後ケア事業

### 事業概要

矢掛町内に住所を有するおおむね産後1年（流産・死産した者を含む）未満の医療行為を必要としない母子であって、育児支援を必要とする方に対して、助産師等専門職がサポートする事業です。本町では、宿泊型、日帰り型、母乳ケアの3種類の利用ができます。

### 需要量の見込みと供給量

宿泊型	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
実績・実績見込み	5人14泊	1人2泊	1人2泊	1人1泊	1人1泊
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
需要量の見込み	2人4泊	2人4泊	2人4泊	2人4泊	2人4泊
供給量（確保方策）	委託契約を行い、対応				

日帰り型	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
実績・実績見込み	-	-	1人1回	2人2回	1人1回
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
需要量の見込み	1人2回	1人2回	1人2回	1人2回	1人2回
供給量（確保方策）	委託契約を行い、対応				

母乳ケアのみ	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
実績・実績見込み	12人20回	11人23回	11人32回	11人35回	11人30回
	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
需要量の見込み	11人33回	11人33回	11人33回	11人33回	11人33回
供給量（確保方策）	委託契約を行い、対応				

## 第7章 計画の推進体制

### 1 計画推進のための各主体の役割

本計画の推進にあたっては、住民一人ひとりが少子化や子育てについて社会的関心を高めるとともに、子どもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしているように、家庭、学校、地域、企業、行政がそれぞれ適切な役割分担のもとに緊密な連携を取りながら、一体となって取り組むことが必要です。

#### (1) 家庭の役割

保護者等子育て当事者が、子どもを一人の人格を持った主体として尊重し、「子どもの最善の利益」の実現を目指して、子育てを行うことが大切です。

家庭においては、男女にかかわらず保護者等子育て当事者が子どもと十分に向き合い、協力しながら家庭生活の役割を分担し、子どもの社会へ向けての健やかな育ちを支えていくことが求められます。

#### (2) 学校等の役割

学校、保育園、認定子ども園は、子どもが成長し、人格を形成する過程で、最も重要な時期に極めて大きな役割を果たす場です。専門的知識や施設を利用して、子どものたくましく生きる力と豊かな心を育む教育、保育の充実に努めています。特に身体も心も大きく成長するとともに、自己肯定感や道徳性、社会性等を育む時期にあたる学童期、思春期の子どもへの学校教育の充実が求められます。

#### (3) 地域の役割

地域社会は、子どもや子育て家庭の見守りや支える場として、児童虐待や事故・犯罪、災害などから、子どもの人権と命を守ることや、子育て家庭の孤立を防ぐなど、子どもの健やかな育ちへの大切な役割を担っています。

近隣同士の連帯を深めるとともに、町内会・自治会、ボランティア団体等それぞれの地域における組織・団体が相互の連携を保ちながら、家庭や行政では十分果たし得ない領域を補い合うなど、子育てのための相互支援活動に積極的に取り組むことが期待されます。

#### (4) 企業等の役割

企業等は、子育てや家庭生活と仕事の両立、思春期、青年期の子どもへの就労支援等において重要な役割を担っています。

男女がともに、ライフスタイルに応じた多様な働き方や、仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、思春期、青年期の子どもが自己実現できるような労働環境づくりが重要であり、また、妊婦の健康管理や子育てに対する理解が得られる職場環境づくりも求められています。

## （５）行政の役割

行政は、子ども・子育て支援制度の実施主体として、すべての子どもに良質な生育環境を保証するため、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させるとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行います。

あわせて、学童期から思春期の子どもの居場所づくり等、自己肯定感が育まれる環境づくりへの支援を行ないます。

そのために、県や庁内関係各課が整合性をもって取り組みを進められるよう連携体制の確立を図るとともに、家庭、地域、施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティの中で子どもを育む環境づくりを進めます。

## 2 地域との協働体制の構築

子どもに関わる地域団体等を育成・支援するとともに、団体相互の情報交換の促進や連絡調整を行い、地域と行政との協働体制を構築します。

## 3 計画の内容と実施状況の公表

本計画の内容は、広報紙・ホームページにより広く住民に周知するとともに、中間見直し等の進行状況についても毎年公表するものとします。

## 4 進行管理

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するためには、計画の進行状況の定期的なフォローアップが必要であり、担当課において計画の進行状況を点検し、評価を行うとともに、その結果を広く住民に周知し、計画の効果的な見直し等を行います。